

第七十二回 参議院農林水産委員会會議録第十号

昭和四十九年三月七日(木曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

三月七日

辞任

温水 三郎君

補欠選任

山内 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

初村瀧一郎君

理事

梶木 又三君
高橋雄之助君
足鹿 覺君
鶴園 哲夫君

委員

佐藤 隆君
田口長治郎君
棚田 四郎君
温水 三郎君
堀本 宜実君
山内 一郎君
神沢 浄君
工藤 良平君
沢田 実君
塚田 大願君

政府委員

農林大臣
内閣法制局第四部長
公正取引委員長
事務局経済部長
農林省農畜園芸局長
農林水産技術会議事務局長

倉石 忠雄君
別府 正夫君
熊田淳一郎君
松元 威雄君
小山 義夫君

事務局側

参考人

通商産業政務次官 楠 正俊君
通商産業大臣官房審議官 兵藤 節郎君
常任委員会専門員 宮出 秀雄君
財団法人肥料経済研究所常務理事 宮内 正次君
東京大学教授 熊沢喜久雄君

本日の會議に付した案件

○肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、参考人の意見を聴取いたします。参考人として財団法人肥料経済研究所常務理事宮内正次君、東京大学教授熊沢喜久雄君の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、本委員会にわざわざ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人におかれましては、忌憚のない御意見を述べさせていただきますようお願い申し上げます。

なお、議事の進め方といたしましては、最初に参考人からおのおの一人について十五分間程度の御意見を述べいただき、引き続き委員の質疑にお答えをいただきますことと存じます。それでは、まず宮内参考人からお願いをいたします。

○参考人(宮内正次君) 宮内でございます。はなはだ僭越ではございますが、私の意見を申し述べさせていただきます。

肥料需要の季節性につきましては先刻御承知のとおり、肥料流通の特殊性とも言われ、肥料消費が年間のある時期に片寄ることを言います。換言いたしますと、肥料はその時期だけの商売と言えます。例をあげますと、北米等ではわずかに四週間ぐらいとされておりますし、私も調査いたしました日本の例でも、最盛期は二、三カ月ぐらいと認められます。これに對しまして肥料供給は、装置生産のゆえに一定限度の操業度保持を理想といたしまして、人員その他の仕組みも、これに合致するようにはなされております。したがって、生産が好むと好まざるにかかわらず、需要に先行いたします見込み生産の形となります。

そして、年間の大部を占める不需用期の生産分、それは、流通段階に分散保有されることが望ましいものであります。肥料の最近の状況を見ますと、生産量が大きいたる原因として、とすれば工場在庫の形で滞り蓄積する傾向を帯び、そのために資金回転の不如意または固定化を来し、やがては再生産の支障ともなりかねないものであります。そして、その装置が大型であればあるほど影響は大きいというべきであります。この辺が肥料流通円滑化確立の至難な面であり、それは宿命的課題とさえ考えられます。

現在、わが国の窒素肥料の年間生産高は、純成分総量で、これは普通Nトンにわたっており、二百四十五万メトリックトン以上に及びます。そして、硫安の約五割前後、尿素の七、八割、塩安の七、八割、全体では、六割前後を輸出する情勢と認められます。このことは、わが国の窒素肥料工業がすでに国際的規模にあることを意味し、ある時期に輸出に勢いがつき過ぎますと、たちまち内需圧迫というおそれが生ずるものと考えられます。

ます。このおそれを常に事前に避けるためには、内需の優先確保が絶対に必要であると同時に、内需向け取引の適正・円滑化を進めるためには、價格の安定をはかることが不可欠であると考えられます。これらの目的を果すために制定されました法律こそ、この肥料價格安定等臨時措置法だと存じますので、その延長はまことに当然であり、絶対にその必要があるものと信じております。

御承知のとおり、世界人口は本年度に三十八億に達し、西暦二〇〇〇年当初には七十億に及ぶものと予想され、食糧増産は目下の急務とされております。アメリカ合衆国におきましては、従来の休耕地四千万エーカーが解除され、また、食糧輸出国として有名なカナダ、オーストラリア等の国々におきましても増産に励んでおり、何となく、今後、肥料需要の拡大が予想され、いよいよ本延長法案の意義が大きくなるものと考えられます。

蛇足ながら一言付け加えますと、カリ肥料及び燐鉱石——これは燐酸肥料の原材料でございますが、これらにつきましては、全量わが国は輸入に依存しております。そして、その輸出国の窓口について調べてみますと、すべての国が単一もしくは専門輸出機関を設置しております。輸出の調整、内需の確保をはかっているように考えられます。それらの事情も大いに参考になるのではないかと考えます。

以上簡単ではございますが、私の意見でございます。

○委員長(初村瀧一郎君) ありがとうございます。

次に、熊沢参考人をお願いいたします。きょうは、地力と施肥というようなことに非常に御関心があるというお話がありましたので、それから、その点を中心として意見を述べてみたいと

思います。

この地力の問題は単に土壌とか肥料の關係者だけではなくて、農業生産における最も基本的な問題であるといふことは言えるわけで、こういうことについて非常に短い時間でどれだけのことか話せるかといふことはわからないわけですが、けれども、非常にアウトラインだけを申し述べて、あといろいろ御質問に應じたいと思います。

まず第一に、地力と肥料との關係でありますけれども、よく地力と肥力——肥の力ですね、そういうふうに使われていることに關しては非常に正確でありまして、やはり厳密には、われわれは、肥料といふのは地力、つまり土壌の肥沃度を維持して向上させるために土に与えられるものだというので、対立するようなことで表現されるような性質を持つものではないといふふうに考えております。

そこで、肥料をやるといふ上においては、たえず土の性質を考えないといけないわけですが、これも、この土の性質といふのはまたいろいろな面がありまして、まあ研究の便宜上は、それを物理性とかあるいは化学性、あるいは生物性、そういういろいろな側面に分けて考えるのがいいといふふうに言われているわけでありまして。

物理性といふのは、たとえば土の作土の深さとか、あるいは下層土の構造とか、空気や水の流通性、あるいは土の固さ、やわらかさ、まあ耕起しやすさ、しにくさといふことにも反映しますけれども、そういうようなこと。それから化学性といふのは、土の養分含量やあるいは酸性度あるいは磷酸吸収力等いろいろな値が測定されて示されてくるわけです。しかし、それと同時にまた、生物性といふのも非常に重要なものであつて、その土の中に住んでいるいろいろな生物、特に微生物の活動などにそれが表現されてくるわけであり

ます。

に供給する、それから作物の生育に有害なものがあるてはならない、あるいは作土は十分深くなければならぬといふようないろいろな面から要求が出てきているわけです。そういう次第でありまして、その中で肥料をやる——施肥をやるというものはそういう一定の人間の行動でありますけれども、そういう結果として土の物理性あるいは化学性、生物性などにどのような変化を与えるかといふことは、また、そのために、作物にとって先ほど申し上げましたような、土のいろいろな重要な機能がどういふ変化を受けてくるかといふことは、非常に重要な問題で検討しなきゃいけないわけでありまして。

それで肥料といふにしてもいろいろありまして、有機質肥料、無機質肥料といふような分け方がありますし、それから速効性肥料と緩効性肥料といふような分け方もありますし、酸性とアルカリ性などというふうなものもあるわけでありまして、けれども、そういうような性質といふのも、土と作物との關係でいろいろ考えなければいけないわけでありまして。

それで、多分ここで最も問題になります無機質の化学肥料といふものは、そういう以上の諸性質の中で端的に言いますと、土の化学的性質に關係して特に無機養分の供給能を高めるといふようなところに役立っているわけでありまして。

そういうわけですが、一般的にいまして、植物といふのは光のエネルギーを利用して、固定して、無機物から有機物をつくる。それで、そのつくった有機物を——動物あるいは微生物など地球上のほとんどあらゆる生物が、それから有機物を受けて生活をしていくといふような役割りをしているわけでありまして、そういう植物を生育させるために、無機養分が十分に与えられるということが重要とされているわけでありまして。したがって、農業が、これはいろいろな農業の発展がありまして、農業の発展に伴って施肥という行動は非常に古くからあつたわけですが、特に人口の増大というのが食糧の増大を必要としてきます

が、それを大きく見てみますと、統計的に見ても、食糧の増大といふのは、もちろん耕作面積の増加と、それから単位面積当たりの収量増大といふようなことで果たされているわけでありまして。これは歴史的に見ても、あるいは地域的に見ても、まづ前者、つまり耕作面積の増大が先行して、それから後者、つまり単位面積当たりの収量増大といふのがあとに続いているわけでありまして。日本、北アメリカあるいは西ヨーロッパなどの地域では、現在、食糧生産の増加といふのは、もっぱら単位面積当たりの収量増加によつてもたらされているわけでありまして。耕地の単位面積当たりの収量の増大といふのは、それがつまり地力の増大の反映であるといふふうに見ることが出来ます。それはまた、直接には施肥量の増大といふものと結びついているわけでありまして。

それからまた、施肥されてきた肥料の形というのも歴史的に見て大きく変化していることは周知のとおりであります。初めは山や野原の草木、あるいは魚とか海藻類、それから人や動物の排泄物など、つまり有機物を主体としてそれを土に与えて分解したものを植物が吸って生育をしていく。で、植物と動物あるいは微生物、土壌の間でそういうような養分が循環をしているといふふうに見られていたわけでありまして。したがって、排せつ物を捨てないで全部土に返してやれば、それで十分に植物は育つんではないかといふふうにいわれて、実際の農法などもそういう線に沿つたいろいろな農法が発展してきたわけでありまして。さらに、しかしこの物質の循環系に対しては、さらにそれ以外に空気つまり大気が関係しているわけ、これも申し上げるまでもないんですが、つまり有機物が分解すると炭素は炭酸ガスとして出てくる。それから窒素は窒素ガスとしてその一部は大気中に放出されてしまふ。炭酸ガスの場合には、光合成によつてまた固定されますけれども、遊離窒素といふか、空気中に出てきた窒素ガスについては、一般的に植物はそれを利用することができない。しかし、そういうわけで物質循環の一環が

窒素においては大きくくずれる可能性があつたわけでございますけれども、実際に農業が維持されてきたといふことは、これは生物の中に根粒菌とかあるいはアゾトバクター、あるいは藍藻などのように空中の窒素ガスを取り込んで自分のからだにするといふような能力のあるものが存在していた。それでどうしてバランスが保たれてきたといふことがいえます。

しかし、十八世紀以来非常に人口が増大してきて、それに対して食糧が追いつかないんじゃないかという疑念が出てきたわけですが、十八世紀の初めごろ、これは特にヨーロッパの人の活躍ですが、けれども、いろいろな資源が開発されてきた。窒素に關していえば、その大きなものはペルーのグアノだとかあるいはチリ硝石が発見されてきたわけですが、しかし、これが物質の循環系に入つてきて、そのために食糧の増大といふのがもたらされてきた。しかし、それでしばらく経ていまして、ペルーのグアノの埋蔵量、あるいはチリ硝石の量などから考えてみて、そのままだは人類の生存が不十分なではないかといふことで、これはきわめて有名な事件でありますけれども、一八九八年にイギリス化学協会の会長が、空気中の窒素ガスを固定して利用するといふ方策を見なければ人類は食糧危機に陥つてしまふであろうといふことを非常に切実に訴えた。まあそういう事件があつたわけでありまして。

しかし、途中でいろいろありますけれども、現在、化学及び化学工業の発達によつて空中窒素が十分に固定され、化学肥料として供給されるようになった、こういう面から少なくとも窒素の循環に關してはその危機が一応取り除かれてきた。逆にいいますと、化学肥料の固定といふものが生物圏における植物の生産をはじめとする物質の循環過程において非常に重要な位置を占めてきている。つまり、自然的な循環過程に対して人間の関与が非常に大きくなつてきているといふふうな状態で、現在、空中の窒素の固定される量といふの

が年間九千二百万トン程度だといえますと、そのうちの約三分の一というのが工業的な窒素固定によってまかなわれているわけでありまして、年間固定量九千二百万トンの中には、林地だとか、林だとか、その他草原などの固定量が入っているの、実際に、耕作地に対しては、その比率というのは三分の一のところではないことは周知のとおりになるわけでありまして。

で、そういうふうにして、この巨大な量というのが、農耕地に与えられて、そのことによって、食糧生産が維持されてきているということが現状であるというふうに思っています。これはFAOのだいたい前の報告でありますけれども、化学肥料というのは、農業開発の先兵である、というふうに規定しておりますけれども、この規定の根本精神というのは、現状においてもやはり変わらないではないかというふうに思われます。つまり、その供給量の多寡によって農業生産量というのは大幅に支配されているということは事実であります。また、窒素だけではなくて、リン酸とカリなどにつきましても、これは空気中に逃げるといふことはありませんので、土にとどまっているわけですから、その点においては、土のある場所、資源のある場所から別の場所への分配の方式というところ、問題が残ってくるわけでありまして、それを地力という点に關係していいまして、作物生産の場にとどまるようにして有効な形で窒素やリン酸やカリを維持して、また、それを増加していくかというところが問題になってくるわけでありまして。これは、限られた地球上の資源の問題として、将来ともその地力を考える上において、これは国と国との關係、地域と地域との關係があらまされなければならない目で見えた場合に、対策が必要になってくる問題ではないかというふうに考えます。

そこで、肥料でありますけれども、しかし、そういうふうな肥料の形態は変わってきましたけれども、現在、やはり有機質肥料と、それからそれに対していわゆる化学肥料が次第に変わってきたわけですが、しかし、そうはいっても、有機質肥料

の持つ、特に堆・厩肥の持つ性質の一部が化学肥料によって置きかえることができるのみであって、それ以外のいろいろな性質がありますけれども、それらのものがどのように置きかえ得るかどううか、あるいはそのうちのあるものについては、化学肥料では——先ほど言いましたように、化学性のみを対象としている化学肥料においては置きかえ得ない重要な役割りを有機質、特に堆・厩肥は持っているというふうに思われます。

そこで、現在、やはり肥料、施肥という場面においては、有機質の施肥、それから無機質の施肥をいかに正しく關係づけるかということが重要になってきます。

それで、有機質肥料の中で特に堆・厩肥が問題になるわけでございますけれども、昔からよく知られておりますように、米つくりの篤農家の技術の基本というのは土つくりにあるわけでありまして、土つくりの内容はいろいろ説明されているわけでありまして、客土とともにやはり堆・厩肥を非常にたくさん与えるということが基本であるというところは間違いないところでありまして、で、堆・厩肥は重粘土質土壌とかの改良だとか、あるいは砂質土壌の改良などにも当然有効でありますけれども、一般論として完熟堆・厩肥というのは地力の維持向上に一番役に立っているというところは言えるわけでありまして。

その地力の維持ということはどういう面であらわれてくるかといいますと、一つは収量が、高い収量が維持できるということでありまして、これも、しかしさらに、天候が不順なときなどに非常に安定した収量を与える。これは去年とか、ことしとか、あるいは天候状態と収量との關係を見ればすぐわかるわけでありまして、特に過去のいろいろな試験研究データあるいは農家の調査などによっても、やはり堆・厩肥を十分に与えて土をつくっているところでは、冷害にあつても、冷害に対する減収度合いが非常に少ないというふうなところなどいろいろあるわけでありまして、そのほか、この堆・厩肥の効果についてはいろいろ

いふ言われておりますけれども、時間の關係でこれはちょっと省略いたします。いずれにせよ、その堆・厩肥というものが現在施用量が落ちてきているということはいへん問題ではないか。

あとその点について一言言いますと、堆・厩肥——有機物というのはいろいろありまして、これは非常に速効性のもの、緩効性のもの、その他性質が違ふものがあるわけですが、堆・厩肥関係、つまり粗大有機物というふうにいわれているものの中であつても、完熟堆肥とたとえば、なまわらというのとは性質が非常に違ふのでありまして、それぞれに應じて、土の種類あるいは気候状態、そういうものに應じて、その施用方法が考えられなければいけないわけでありまして、つまり、土の性質を十分によく知って、それで対策を講じていくということがなければ、ただ有機物をやればよいというふうな形では、かえって土を荒らしていくというふうなことも言えるわけでありまして、そういう点については、土壌の調査を非常に徹底的に行なう必要があるわけだろつと思ひます。

それで、一般的に水田に比べて畑に対しては堆・厩肥は絶対的といつていいほど必要になっております。で、ヨーロッパ農業というのが、厩肥の生産、つまり畜産の進展とともに発展してきたというところは周知のことでありまして、畑作を考へる場合には、日本でもこの面での結合がさらに一そう配慮して強められる必要があるのではないかと一うふうに考えます。まあ先進的な畑作農家あるいは蔬菜農家などは、畜産農家と相談して、そこへ行つてたとえば片方からはわらを供給している、敷きわらを供給する。それで、その分が持つてきて、それを腐熟させて、それを十アール当たり反当何トンというくらい大量に入れて、それで十分な収量をあげているという状態は各地に出ているわけでありまして。しかし、それは力のある農家がなつていのであると、一般の農家は、トラクタその他運搬手段、それから時間とかいろいろあると思ひますけれども、一般に行なわ

れているわけではないわけでありまして。しかし、土つくりというのは国の食糧生産の非常に基本であるわけですから、こういうような堆・厩肥をどういうふうに戻していくかというふうなことに關しては、やはり国もしくは何らかの形で、個々の農家だけの力によらないで、組織的に行なう道が考えられる必要があるのではないかというふうに思ひます。

で、ちょっと時間が過ぎたので少し先にいきませんが、まあそういうわけでありまして、一方それに対して、それでは化学肥料とそういう堆・厩肥投与の増大という關係はどういうふうになるかということでございますけれども、すでに私どものだいぶ——三代ぐらい前の教授でございますけれども、麻生慶次郎先生という方が述べていらつしやるわけですが、合理的農業というのは厩肥と人造肥料の併用によって完成されるものだということが言われております。また、たとえば米作——米つくり日本一において、そのまゝに与りますと、八百キログラム米を生産するのに對して二トンぐらいの堆・厩肥は必要となるだらうと、非常にたくさん堆・厩肥を与えていたわけでありまして。

それで、また一方、そういうたくさん米をつくっている農家の化学肥料の施肥量を見てもみると、全国平均が九キログラムとした場合に、日本一では二十一キログラムの施肥を行なつていゑる。それを両方合わせますと、堆・厩肥を使つて地力をつけてやる。地力をつけてやることによって化学肥料の施用量が增大して、その結果、収量は非常に、普通の農家のたいへんな量になるわけですから、収量は非常に増大しているという關係があるわけでありまして。

そういうわけで、堆・厩肥施用を中心とした土つくりというのは、化学肥料の投与というのと決して矛盾するものではなくて、場合によつては化学肥料の一そうの投与を可能にして、安定多収の道を開くということになるのではないか。これは、なるんではないかというよりも、すでにそうなつ

ているわけでありませう。

それで、多肥といわれている日本の状態でありませうけれども、この多肥が多肥でないかというところは、その国の食糧の生産様式、農家の形態、そういうものできまってくるわけでありまして、一がいには言えないではないか。ベルギーがヘクトール当たりの平均施肥量というのが、窒素だけでいいますと、日本が十五・七キロとした場合に、ベルギーが十九・七キロ、西ドイツが十四キロとか、いろいろ統計値が出ております。施肥量の低いインドなどは〇・九キロ、アメリカが四・一キロですか、ちよつと先ほどあれを見たら、四・一キロです。ちよつと先ほどあれを見たら、非常に施肥量は違つてきている。ただ絶対値だけを持つてきて、これは多過ぎる、少な過ぎるというようなことは、実際上意味がないわけでありませう。それで、問題は、いかにして地力の増強をはかりながら食糧の増産ができるかというようにあることにあるんじゃないかというふうに考えております。ちよつと長くつてしまつたので、この辺でやめたいと思ふんですけれども、結論として私が申し上げたかったのは、施肥の目的、肥料の目的というのは地力の向上というものを基礎にして食糧生産に貢献することにあるのである。また、地力の向上、つまり土づくりの基本というのは客土と堆肥・厩肥でありませうけれども、特に堆肥・厩肥の施用というのは、これは忘れてはならないことである。しかしながら、土壌の性質に応じてその堆肥・厩肥の施用は考えられなければならない。特に、なまわらなどについては、改善の策といひますか、使ひ方によつては堆肥・厩肥よりも——完熟堆肥・厩肥よりもよい効果が出るということももちろんあるわけでありませうけれども、ただ、有機物であれば、土壌に投与すればいいということではなくて、良質の有機物を土壌に供給する必要がある。その供給そのものは、経営の中においておのずから地力の向上がはかれるような形で供給されるのがよいんじゃないか。そのためには、畜産との結合

というのがやはり一そう考えられなければいけない。作物のほうからいいますと、えきの生産ということで畜産にいきまますが、化学肥料の性質、形態——それから最後に申し述べたかつたんですが、ちよつと省略したのは、実際、人口の増加というのが三十三年で二倍になるということに對して、現在化学肥料の施用増というのは十年で二倍になるといふくらいに、化学肥料の施用率が非常に人口増加率を上回つてゐるわけだ。それは端的に言へば、化学肥料の肥効が落ちてゐるということになるわけだ。そういう点についてはやはり肥料そのものの形態、性質を一そう研究して、施肥技術についても、この際、十分研究を重ねられたいかなければいけないんじゃないかということを示してゐると思ひます。

そこで、そういう施肥技術とそれから土づくりというものは、すべて一定の調査研究をもとにするわけでありませうから、そういう点で絶えず地力の診断といふか、現在どうなつてゐるか、それは非常に性質は動くものだから、絶えずどうなつてゐるかといふのを検討する。そういう調査研究、普及といふことが非常に重要になつてゐると思ひます。それで、堆肥・厩肥をもとにした土づくりと、それから化学肥料を安定供給をして、物質循環の法則を十分に認識した上で、永続的な地力増大方式、維持方式といふのが、国家的な見地からさぐられるということが必要ではなからうかと思ひます。

ちよつと長くつて恐縮でございます。

○委員長(初村瀧一郎君) ありがとうございませう。

それでは参考人に対し質疑のある方は順次発言をお願いしますが、宮内参考人の時間の都合もありませうので、まず最初に宮内参考人に対し質疑を行なつていただきたいと思います。——ございませうか。それではひとつ熊沢参考人に対して質問をお願いします。

○足鹿寛君 もつと時間をいただいております。

たいんですが、審議の都合でやむを得ませんが、現在の地力維持の立場から畜産との結合といふことが必要であるというお話、全く同感であります。しかし現実には、結合どころか、逆な方向へ進んでおる。結合どころか、事実畜産のし尿処理が多額な経費をかけて浄化装置によつて普及しつゝあり、化学肥料の多投下が進めば進むほど、有機質の土地への還元がなされない状態です。これに對して、一方、化学肥料の多用によつて作物が軟弱化し、したがつて病害虫の多発によるこれらの防除のための農薬の多投。こういう悪循環が行なわれておるのが日本農業の現状ではないかと思ふのであります。

これに對して、バランスのとれた有機質肥料と化学肥料の施用が必要であるという先生の御説ももつともありますが、現実はまだバランスのくずれた形において行なわれておる。それを防ぐために、カリ質肥料等の増投といふこともありますが、それでは追つてきませんので、苦土石灰ないしは硝石灰が代用に使われておる。特に畑地農業の場合は、酸性土を忌みきらふ作物については、特に常識では判断できないような苦土石灰ないしは硝石灰等の酸性中和剤が施されて後、化学肥料を使う。これが毎年毎年繰り返され、最近におきましては、有機質肥料の施用の少ない土地においては畑作物の減収は目立つておる。このままではたいへんな状態が起さるのではないか。こういう状態でありまして、理論的、学問的に御説明になつた点と、日本農業の進んでおる方向といふものはまさに逆行してゐる。

したがつて、私がお聞きしたいことは、有機質肥料といふものの何らかの形における開発が可能であるかどうか。畜産物のそのし尿をいまのようになんぞ浄化してこれを投棄してしまふ、地力への還元といふようなことが行なわれぬ。これを地力へ、土地への還元のための何らかの科学的な対策によつて、有機質肥料を土地へ還元していく方向が考えられないか。その開発技術は可能であるのかないのか。これが私は一つの大きな課題だと

思ふ。

で、東北方面におきましては、出稼を急ぐのあまり、唯一の有機質であるわらすら焼いておる。こういう現状でありまして、今後十年間こういう傾向が続けば、食糧増産を求められる今日、逆に地力の低下が日に日に増大していくのではないか。こういう点が憂へられておりますが、それについての先生のこの現実に対する対応の方法を何か御示唆いただければと思ひます。

○参考人(熊沢喜久雄君) ただいまおっしゃつたことは、そのとおりではないかといふふうにお聞きしてございませうけれども、私、何せ実際そういうふうには、石灰がどこでどれだけ使われていたといふことはわかりませうけれども、しかし有機物を与えないで化学肥料をやつてゐると、これは技術の進歩といふものがありますから、端的に簡単には言へませうけれども、一般論で言へば、土地はやはり荒れていくといふふうには言つていいと思ふんです。それは非常に熱心な人がいれば、その反応なども調和しながら、あまり無理をしない形で持つていくといふことは、不可能とは言へませうけれども、非常にむずかしい。

特に石灰をやりますと、これは酸性が中和されますが、同時に、土の中の微生物などの活躍が非常に盛んになって、それは有機物の分解を非常に盛んにしていくといふことで、ますます有機物は減つていくわけですね。ですから、それだけでいくとあと困るだらうと思ふのです。

やはり畑に有機物を返さなければいかぬといふことは、私が先ほど申し上げたとおりでありますけれども、その返す方策なんです、技術的にはこれはいろいろなことが考えられます。ただ、実際にそれを行ない得るかどうかといふのは私どもはちよつとわかりませんが、

で、最も単純なのは、先ほどちよつと言ひました、農家の相互の契約でトラックを持つていつて、その畜産農家の堆肥を持つてくる、厩肥を持つてきて自分のところで発酵させて、ねかして、それを畑に入れてやるというふうなことで——これ

わけなんです。置きかえることができたからこそ、堆・厩肥の施用量が減っても収量は減らない。事実見かけ上の収量は減っていない。いま、これから問題にたぶんなってくるのは、先ほどもいまして高度の収量の安定性を確保しながら同時に、その収量を高めていくというようなことになってくると思うんですね。そうしますと、堆・厩肥の良質の腐植と、その成分になっている良質の腐植というようなところに多分にしぼられて研究されなければいけないのじゃないかというふうに思うのですけれどもね。私もちよつとその辺、これは土壤学者のほうの専門になると思うのですが、やはりそちらのほうの研究が一そう必要じゃないかと思うのですね。

それから一方、草炭だとか、それから欧米なんかだと、あすこの泥炭関係がありますから、そういうものを加工して、何らかの性質を与えようじやないかというわけですが、その加工の過程でやはり化学的な操作が入りますから、いろいろその有機物、そういうような性質を持っているというふうにして、製品としてもたしかあると思うのですが、いわゆる堆・厩肥というようなものの性質を代替するには至っていないというふうにいっているのじゃないか。

あと簡単にできるかというわけですが、それだけの量ですからやはり先ほどちよつと申し上げましたが、実際の農家で、畜産農家というのは土地と結びついていなければいけません、結びつかない場合にはたくさんたまっていきますですね。たまたまやつをある程度ころがしておいて、適当にたまたま電話か何かして農家に取りに来てくれるというのではんと持っていく。これは寝かしておかず、寝かしておかないとかいうことはたいへんかく、あの使い方、それから土に与える影響などでもなければいけないということはあるですね。ですから、そういう大量のものをうまく処理できれば非常に有効だとは思いますが、いまのところはやはり土地を利用して、空間を利用して寝

かしておいて、やるというのはいえるのじゃないでしょうか。工業的にうまくいくと——まあちよつとそれは急には考えられないのじゃないですか。

○工藤良平君 私は、おととい、ここで地力の問題でずいぶん議論したのですけれども、先生のおっしゃることと全く同感ですが、二つばかりちよつとお伺いしたいのです。

土壌の中に含まれている微生物、あるいはバクテリアですね、そういうものがさつきもお話ししたように非常に有効的に活動していつて、その肥料の施用の効果——肥効というものを促進していくということになると思ふのですけれども、ただ基本的にやまやましますと、肥料さえやれば物がでるのだという感覚に現在のところなっているように私は思ふのです。ですから、それをもう一歩ももとに戻して、やはり基本に戻って考え直すということが必要だという議論をしたわけですが、そこで、私は日本の農業のように一年に同じ土地で何作もするという農業と、アメリカあたりのように一年一作ということとで非常に広大な農業経営をやる場合と、おのずから違ってくるだろうと思うのです。ただ、土壌の本質としてその土壌活動というものがきわめて旺盛になる、いわゆる緑り返し緑り返し土地を利用する、こういうことによつて、この微生物なりバクテリアの活動というものは、それにあわせてやはり旺盛になるのではないかと気がするのですけれども、そういうことがきちんと位置づけられておれば、やはり日本のように集約的にたくさん物を、一つの面積からつくろうとすれば、それに對するいまのような有機質肥料をしつかりやらなければならぬということが出てくるわけで、ただ休ませておけば、そのバクテリアやそういうものが活動していくのだという感覚になつてしまつと非常に大きな問題だと思ひますし、その点が化学的にどうかということが一つです。

それからもう一つは、先生さつきおっしゃいましたけれども、やはり土壌については、その土壌

の性質に合った施肥ということが施肥の原則だと私は思つてゐるのですけれども、おともいも申し上げたのですが、ソビエトに私行つて非常に感心したことは、この土壌研究所が至るところにあつて、各、全国の農地の、いわゆる国土の土壌分析が緻密にやられてゐるということ。それに基づいてやつぱり計画的な施肥とか、そういうものが行なわれてゐるということ。これはやつぱり私は、いわゆる国土の総合的な有効利用という意味からも、あるいは肥料を有効に吸収させるという意味からも、経済的に非常に大事だと思つておるのです。そういうことから、やつぱり日本の農業経営の一つの大きな基本としてそういうものをつくつていくということが必要じゃないのか。これは、先生方の立場からいへばひとつ御意見を開陳しておいていただきたいと、このように思ふのです。

○参考人(熊沢喜久雄君) いまの御意見、全く私は同感でございます。私の言ひ足りない点とをちよつとおしやつていただいたような点もあると思ふのですが、土というのは、ただ休ましておけばそれで肥えてくるというようなものではないと思ひます。畑と水田ということがありまして、水田の場合に、現在ほとんど一毛作ですが、これを二毛作にしたらどうなるかという、その点については、また、ちよつと複雑なことも起きてくるわけですね。つまり、湿田を乾田化して、あるいは一毛作を二毛作にするということは、それに應じて高度の技術水準というものが維持されていなければ、決してその水準、いわゆる地力水準を維持することはできない。だから、ただ湿田を乾田にしたから、あるいは一毛作をやつたから、二毛作にしたから、これでよりよくなつたらうというふうに言われることは——一般論としては、それは土壌から——先ほども有機物のときにちよつと申しましたけれども、土の無機成分のほうが今度は溶脱していくというようなことで、そういう点では水田作というのは非常に有利な耕作方式ですね。

それはそれでございますけれども、とにかく休ませておけばいいということではなくて、また、使えば使い過ぎるほどだめだということもないわけ、使ひ方によるのじゃないか。先ほどの微生物の働きなどは全くそのとおりです。特にこれは、私は、そういう意味から言ひますと、ほんとうの専門じゃないので何とも申せないのですけれども、土の中にはいろいろな種類の微生物があるわけ、そのいろいろな種類の微生物というのは、単純なものじゃなくて、堆肥のようなものを与えておくと、それその微生物がおのずと調和をとつて住んでゐるわけですから、それが、だんだんと、えきが少なくなつてくると、有機物総量が少なくなつてくる。またまたそういう状態で、病原菌とか、ある種のものが繁殖をしていつてしまふということになつてくると、たくさん種類の全体が衰えていて、そこで植物がはえていつて、その植物固有の病原菌が繁殖するということになつてくると困るわけですね。そういう点で、微生物関係、生物の働きをそちらの病氣などとの関連でも評価する必要があると思ふのです。

それから、いま、ソビエトにおいでになつたところで、あれですが、ヨーロッパ、それからアメリカもそうですけれども、土壌学の研究施設というのは非常に完備してゐるのです。先ほどおっしゃつたように、すべて土壌調査を基本にして、それでそれに應じて対策を練つていけるようになっておるわけですね。研究機関だけを申しても、たとえばソビエトの場合には、日本という農学部というふうには、あるいは生物ということになるのですが、生物土壌学部という学部になつてゐるはずですね。土壌学部という一つの名前が出てゐるにすぎないです。その中で、土壌物理、土壌化学というふうには、たしか四講座か五講座はあるわけですね。日本の場合にはそれが一講座しかない。それから、土壌研究所というのは独立になつて、十分に広い意味での研究をやつてゐる。日本の場合にはありません。そういうようなことはたいへんばくは、問題ではないかと思ひますが、何か機会がありましたら、そちらのほうも充実していくのがほんとうじゃないか。土の問題というのはやはりばくは国で考えるよりほかになんていふかと思ふのです。個々の農家に土を守れと、これは言うことはできませんけれども、やはり国が責任を持つ非常に大きな問題じゃないかというふう

に思つてゐるわけですね。

○委員長(初村謙一郎君) 他に発言もないようですから、参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々には御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきまして、貴重な御意見を開陳いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

○委員長(初村謙一郎君) それでは、引き続き本法案に対する質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○沢田実君 最初に局長にお尋ねをしたいのですが、あなたもいま一緒に参考人の御意見をお聞きになつたわけですが、東京大学の熊沢先生のお話に對して、私も全くそのとおりだと思ひました。それについて行政側としてはどういふふうにかへてゐるのか、また、どういふ対策をとつてゐるのか、また、将来どういふふうな方向でいつてゐるのか等について、まず述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(松元威雄君) ただいま参考人の意見開陳にもあつたわけでございますが、要は化学肥料とそれから有機質肥料、両者がバランスをとつて施用されなければならぬと、特に、最近の現象では堆肥を中心として有機質肥料が減少してゐると、これが地力に重大な影響を及ぼす問題だといふ御指摘があつたわけでございますが、私どもも全くそう考へておるわけでございます。

そこで、要はいかにすれば有機質肥料、堆肥を土地に還元するように農家の方々にやつてもらえるかということだと思つたわけでございます。したがひまして、たとえば先ほどちよつと出ましたが、堆肥をするにはなかなか手間ひまが

かかるものでございますから、若干簡便ではございますが、まず、なまねら施用ということにつきましていろいろ指導もいたしました。これにつきまして、たとえば自脱型バインダーにカッターをつけましたら、なまねらを利用し得る。こういう方法もあるわけでございまして、そういうこともやってみただけでございまして、さらに行政の施策といたしまして、一つは、いわば畜産とそれから畑作経営を結びつけて、それで厩肥を畑作に還元する。そのためには地域として結びつけなければならぬ。つまり個々の経営の内部ではなかなかしたいわけではございますが、地域として、それを組織化いたしまして進めるというために、たとえば広域の厩肥のそういった実験事業というものを数年前からいたしておりました。いわばモデル的にそういう施設をいわば展示いたしまして、その波及効果をねらっていく、こういうことも行政施策として進めております。

それから、また、いまのは厩肥と畑作でございしますが、もう一つは、水田につきまして堆肥をいわば投下する、そのための実験事業、これは本年四十九年度からでございますが、それにつきましては、さつきもちよつとお話に出ましたが、個人の手ではなくて、いわば機能化した簡単な堆肥づくりということ、そのためのいわば機械設備につきまして、モデル的に助成をいたしまして進めるという実験事業を四十九年度予算から打ち出そうということで、予算を計上したわけでございまして、が、こういうことで、いろいろ新しい組織づくり、あるいはまた機械設備というものにつきまして助成をして、パイロット的に進めて、その展示効果をねらって、いま言ったような有機質肥料、特に堆・厩肥の地力還元を進める方向にいま施策を進めておる次第でございまして。

○沢田実君 さように、参考人がお話になった地力を増大していくには、国の外以外にないだろうというふうな意見もあつたわけですが、地力の研究所等が日本の国ではないというお話を聞いてまいりましたが、そのことについてはどういふふう

にお考えですか。これは大臣でしようか、——大臣にお聞きになっていないようだから局長。

○政府委員(松元威雄君) ただいま土壌の研究所、あるいは大学の学部につきまして土壌の学部があるということがあつたわけでございまして、ちよつと私その点技術的には不十分でございまして、まあ役所といたしまして、たとえば土壌につきまして、いろいろ診断事業はいたしたわけでございまして、これは研究所ではございせんが、先ほど土壌の診断事業というものが非常に大事であるという御指摘があつたわけでございまして。そこで、私も、たとえば私の局でございまして、土壌につきまして、これは水田、畑地、樹園地、それにつきまして土壌の基本調査をいたしておりました。その地域地域の土壌がどういふ性質を持っているか、どこに問題があるか、ということをおいば調べまして、それを図化したしまして、そういった土壌調査事業、これはもう十数年でございまいしうか、継続してずっと続けております。

それからまた、その上に立ちまして、今度は土壌診断事業と申しますか、これは診断機を据えつけてまして、いわば農家の方々がこの土壌はどういふことを持つて来れば、それを分析するということを、これは普及所に——試験場と普及所というアップをいたしまして、そういう機械を試験場に据えつけておきまして、それから普及所を通じて農家の方々に診断事業の効果を進める、こういう事業をいたしておりまして、まあ先ほどお話ししました大きな研究所とか学部とは若干違ひますけれども、やはり、県の試験場とか普及所というのを活用いたしまして、そういうこともやっております。次第でございまして、今後さらにそれを拡充してまいりたいというふう存じております。

○沢田実君 それでは法案のほうについてお尋ねをしたいわけですが、この法案については、昭和四十五年でしたか、そんな記憶をしていては、昭和四十五年でございまして、今後さらにそれを拡充してまいりたいというふう存じております。

が非常に進んでいるときでございました。相当国でも融資等に力を入れて生産体制の整備をはかったわけではございますが、それについて、その効果としてこれだけあがつているんだというふうな資料をいただいております。このように、大規模化したためにこれだけの効果があがつているんだ、ということ、これは通産省のほうになるかもしれませんが、説明をいただきたいと思います。

○政府委員(兵藤節郎君) ただいま先生御指摘がございまして、四十三年からアンモニア工業の大型化ということを実行してまいりました。ございまして、これは、アンモニアの製造能力一日当たり千トンということ、いわゆる千トンパーデーという能力のものを七基つくつてまいりました。これによりまして、硫酸、尿素等のコストがこの第二次の大型化事業を完結する初年度であります四十三年に比べますと、硫酸につきましては九・一％、それから尿素につきましては七・八％のコストの低下を見たわけでございまして、このような合理化成果というものを国内消費者価格に反映すべきであるというものがもとこの大型化、合理化事業のねらいであつたわけでございまして、具体的に、この硫酸、尿素等の価格を取りきめる消費者団体であるところの全農と、それから製造を担っているメーカーとの間で交渉を行なう際に、こうした構造改善の成果を踏まえたコストの調査結果というものをこの両者に配付しておるわけでございまして、そのような経緯からしまして、四十四年から四十六肥年にかけてございまして、取りきめ価格もそれぞれ下がっております。具体的に申しますと、硫酸は四十四年には一万六千九百六十八円、それが四十七肥年には一万五千六百八十八円ということ、八％の低下を見ております。同じように、尿素のほうも三万一千六百七十二円から二万八千七百七十二円ということ、九・二％の低下を見て、このようにございまして。

○沢田実君 このいただきました資料には、そういうことは、ついでないんですが、そういうふうな資料をあとでいただけますか。

○政府委員(兵藤節郎君) ただいまの資料は提出いたします。

○沢田実君 このいただきました資料を見ましても、確かにこういう情勢のときに価格が若干四十七年までは下がってきたということについては、これは法律の効果、あるいは皆さまの努力についても私は認めるにやぶさかでないわけでございまして、この資料によりまして、四十八年の七月—十二月の値段まで出ておりますが、四十九年の一—六月についてはどんなふうになってくるか、これは農林省のほうですか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(松元威雄君) 四十八年の十二月までは、この法律ができましたから一貫してコストも下がり、価格も下がり、この十年間を通算いたしましたら硫酸の場合では約一五％、尿素の場合は約一八％価格が低下いたしましたわけでございまして、本年の一月から値上げを余儀なくされたわけでございまして、と申しますのは、昨年末の石油削減を契機といたしまして、石油関連製品が非常に値上がりをしていまして、御承知のとおり、この硫酸、尿素の生産につきましては、そういう原料を使用するものでございまして、そういう原料の価格の高騰、それからまた包装資材の高騰というのがございまして、それらから硫酸、尿素の価格の上昇圧力によって引き上げざるを得ないということで、結果的には約一六・三％の引き上げを余儀なくされたわけでございまして、その場合でも、事前に関係業界を指導いたしまして、やむを得ざる原材料のアップ以外は認めない。たとえばその他の、申し上げました直接のナフサでございまして、重油でございまして、包装材、そういうものに限り、それ以外の人件費関係、あるいは操業度関係については一切認めないということで、厳に便乗というのを抑制いたしまして、結果的に一六・三％の引き上げにとどめた次第でございまして。

○沢田実君 このいただきました資料の二ページには第八回目が出ています。三ページのほうですね、三ページのほうの国内価格と輸出価格については、四十八年の七月一十二月までしか出ていないわけですね。これと同じ計算方法をいたしますと、その第八回にきめた分は、国内価格は一体どれだけのものか、で、輸出価格については現在はどうなで、先の見直しはどうかといううなことをお答え願いたいと思います。

○政府委員(松元威雄君) この資料に即して御説明申し上げますと、二ページに硫安、尿素の国内価格の推移がございまして、そこで、その一番最後に、「肥料新法時代第八回取決め」四十八年とございまして、これは決定時期は四十八年でございまして、実行が四十九年一月から実施されたわけでございます。したがって、それ以前の第七回取りきめ価格、これが硫安の場合は四十キログラム六百二十四円七十一銭でございまして、それが七百二十六円七十一銭に値上がりをしたと、これが一六・三％に相当しているということを申し上げたわけでございます。尿素につきましても、第七回取りきめ五百七十五円四十四銭が、第八回取りきめ六百六十九円四十四銭に上昇したと、これが同じく一六・三％に相当していると、国内価格はそういう事情でございます。

それから次の三ページには、国内価格、輸出価格でございますが、これは国内価格のはいま申し上げましたとおり、第二ページのとおりでございまして、輸出価格のほうは一月以後まだ実績がございせんもんですから、この資料にはその分は載っていないわけでございます。

○政府委員(兵藤節郎君) 輸出価格について、いま松元局長のほうからお話ございましたように、まだ実現しているわけではございませんが、見込みとして申し上げたいと思います。

硫安につきましては、この四十九年一月一六月、つまり四十八年肥料年度の下期でございまして、五十ドル七十四セントとなります。これがドル表示で出ておりますから、硫安が五十ドル七十四セ

ントというふうになります。それから尿素のほうは輸出価格が同じような計算で百二ドル三十七セント、こういうふうな見込みでございまして。

なお、つけ加えますと、輸出価格のほうが国内価格よりも安いというふうなことがございまして、特に去年の暮れの石油ショックにかんがみましてコストも上がっているということで、輸出先国とその価格の引き上げについていろいろ交渉をやつてまいっておるわけでございまして。で、大体去年の暮れに、東南アジア諸国に對しましては、従来の価格の三〇％余りというものが値上げとして認められておるわけでございまして。また、硫安、尿素の輸出の先の大宗である中国に對しましては交渉が行つておるわけでございまして、最近帰つてきて、中国側も輸出価格の調整には同意した、こういうふうなことが伝えられておるわけでございまして。

○沢田実君 いただいた資料と、あなた方がおっしゃるのが違うもので、比較のしようがないのですが、農林省のほうですけれども、一六・三％、それはわかつた。そうしますと、四十九年の一月一六月の国内は大体六十九ドルぐらゐになるんだというふうな計算でよろしいのか、それともこれはまた別な計算があるのか、その辺はどうですか。

○政府委員(松元威雄君) ちよつと御説明のしかたがまずかつたか存じませんが、この二ページの資料で一番最後の欄にございまして第八回……。

○沢田実君 二ページはわかつた。三ページのドルにするのと何ぼになるか。

○政府委員(松元威雄君) ドル換算でございまして……。

○沢田実君 三ページに、ドルが出ておるのだよ、二ページに出ておるのは国内価格しか出てないのだから。

が、一応ドルを二百八十円ベースで計算いたしますと、国内価格は硫安につきましては六十四ドル八十九セント、それから尿素につきましては百十九ドル五十四セント、こういう数字でございまして。

○沢田実君 それも、尿素と硫安と別々に出ていないのですよ、こつちの表は、一緒になつて出ているのです。だから、あなた別々に説明されることとは比較できないのだよ。

○政府委員(兵藤節郎君) この資料は三ページが硫安になつております。四ページが尿素になつております。

○沢田実君 ああ、そうですか。——いまおつしたのが国内価格ですね。それで、先ほど、見込の状況は、大体このぐらゐじゃないかというお話がございまして、今後半年なり一年なり、今後の見通しについてはどんなふうに通産省では見えていますか。

○政府委員(兵藤節郎君) ただいま申し上げましたのは四十九年の一月から六月までの見込み価格でございまして、こつちの七月から始まる新しい肥料年度にあたりまして、どういふ輸出価格が見込まれるであらうかと、こういうことでございまして、今後とも国内におきまして、硫安、尿素等の主要原料であるところのナフサ、あるいは重油、あるいはその関連資材であるところの包装資材等がなお値上がりが見通しがあるということからしますと、コストが上がっていく、そうすれば、国際市況いかにともよるわけでございまして、方向としてはなお輸出価格が上っていくのではなからうかと、こういうふうに見込まれるわけでございまして。最近の事例として、ソビエトが尿素を輸出している例があるわけでございまして。これはスポーツのものでございまして、こういった契約に基づくと直に比較することは許されませんが、三百ドルで出している、こういったような目に推移しているということがそのことから一応うかがわれるのではなからうかと思ひます。

○沢田実君 先ほど通産省のお話で、大型化をいたしましてのために値段の上昇を食い止めることができたんだ、あるいは値下げをさせることができたんだ、こういうお話でございましたが、四十七年、それから四十八年になりますと、いまお話をうたいたいへんな上昇をしております。これについてはもう大型化等によつてカバーすることはできないような内容なのか、その辺についての通産省の考えはどうですか。

○政府委員(兵藤節郎君) 大型化メリットにつきましては、先ほど申し上げたような情勢にあるわけでございますが、今後大型化メリット、まあこれ以上の大型化ということはいまの段階ではわれわれ——政府のほうも考えておりませんし、また業界のほうも積極的にさらに大型化を進めていこうと、こういったような機運にはないわけでございますので、今後国内価格に大型化メリットがさらに反映していくということは非常にむずかしいと思ひます。こういうふうな率直に申し上げざるを得ないと思うわけでございまして、結局そのコストの中で占めるところの減価償却費がどうなるか、あるいは支払い利子がどうなるかという二点のみがこの大型化メリットを考へる場合の問題点になるわけでございますが、そのいずれについても大体定額的に償却するとか、あるいは金利もきまつていふというふうなことからしまして、大型化メリットを直ちに今後国内価格に反映するということは非常にむずかしいと、こういうふうな判断しております。

○沢田実君 それから通産省では、まあ国内価格と輸出価格と相当の差があるわけですが、四十六年なんかは輸出価格が半分ぐらゐなんです、これは生産原価というのがあるわけですね。適当な利益を加えてどのぐらゐが適当な販売価格であらうというところもあるんだらうと思ひますが、これはどちらが基準になつてゐるんですか。

○政府委員(兵藤節郎君) 国内価格につきましては、製造コストが基準になつて農産団体とメーカー側との話し合ひでまゐるといふことは申すま

いからやることによって装置を動かしていくほうが比較的相対的には有利であるということもございましょうし、また市場の確保という点から、従来輸出市場というものが開拓されてあるわけでございしますが、そこから手を引くということは、今後の肥料の輸出市場の維持というものに問題が出てくる、こういうようなこと、それから国内価格との関連で見ますと、大型化メリットというものの、こういうものがあるわけでございまして、この大きな装置を動かすことによって国内に対しても非常に低いコストをもつて提供し得る。こういうようなこともあるわけでございまして、いろいろの方面から企業としては苦心惨たんしてこの装置工業というものを四十六年の段階では守り続けてきた、こういうことでございます。

○沢田実君 衆議院の予算委員会で議論をされている企業の態度、皆さんもいろいろなかで御存じの現在の体質からして、日本の農業のために企業が犠牲になって、そして国内肥料は何か製造原価にプラス利益にしてくださいと、輸出は損をしても私のほうで何とか埋めていきます、こんなことを考えている企業家は私はいないと思う。ですから、その辺が、納得できるだけの資料を出していただませんか。いまのあなたのお話ですと、それはわずか八%だと、あとの九二%のほうでもうけて埋めているんだと——そんなに埋めてくれるんだと国内の肥料も埋めてくださいよ、こんなに高くはないで、たいへんなときなんだから、幾ら言ったって国内の肥料を上げるんでしょ。その辺のところは、納得できないんでしょ。だから、通産省や農林省がメーカーとそれから全農とで値段を話し合うところに資料を出しになる、その資料はわれわれにはいただけませんか。

○政府委員(兵藤節郎君) いまの資料につきましては、構成比について差し上げたいと思っております。

○沢田実君 何ですか、いまおっしゃったのは、

○政府委員(兵藤節郎君) 肥料のコストの各要因ごとの比例でございますね、パーセントで示して

はございしますが、それを提出していただきたいと思っております。

○沢田実君 そうしますと、硫安なら硫安がつくれるまでの、原料費から、その他いろいろなものを、何%かかっているかということですね。

○政府委員(兵藤節郎君) はい。

○沢田実君 そうしますと、合計の値段を割れば単価が出るという、そういう構成比ですね。

○政府委員(兵藤節郎君) はい。

○沢田実君 わかりました。そうしまして、もう一つは、この肥料をつくっているために、これは大体その会社が赤字になっているんだという資料はありませんか。

○政府委員(兵藤節郎君) 大体総合企業でございしますので、肥料単独の部門として経理している会社は非常に少ないようでございまして、農業資材部門という形でまとめているのが普通のようにございします。

○沢田実君 そうしますと、輸出のほうでは損得はわからないんだ、原価が要するにわからないんだ——そんなら国内価格の資料がわからないじゃないですか。国内価格の計算ができるんだから輸出価格のほうだってわかるわけでしょう。いまあなたがおっしゃるようなこととすると、肥料単独では計算できないんですというなら、国内価格をきめているのがおかしいじゃないですか、それなら

○政府委員(兵藤節郎君) 私が申し上げましたのは、肥料の製造コストについて申し上げているわけでございます。それについては各企業のほうから報告がございまして、それをまとめているというところでございます。

○沢田実君 だから、企業で製造コストがわかれば損失もわかるでしょうというんだ。硫安なら硫安、尿素なら尿素についての製造コストは企業で計算しているんでしょ。それを割って輸出しているんでしょ。言いますと半分なんだと、半分の時期があつたんだ。その半分のときに文句も言わないで輸出しておつたとすれば、これは輸出のほうは損してないで国内でもうけておつたとしか

思えないんだ、われわれは。あなた方がいろいろな資料を出してくださいなれば納得しますけれども

○政府委員(兵藤節郎君) 企業としては、唯々諸々として生産に従事してきたということではなくて、先ほど何度か申し上げましたように、非常に苦衷の中にこの経営を続けてまいつておられるわけでございまして、さればこそ、通産省におきましても、産業構造審議会で、こういった大型化生産の中で、しかも需給ギャップが非常に国際的に顕著なとき、どういふふうな今後の事業のあり方に持つて行くべきかということを真剣に議論したわけでございします。

○沢田実君 あなたのおっしゃる企業が、たいへん苦勞しながら、損をしながらやっておつたということが信じられないと私は申し上げている。なぜかという、あなたのほうの資料がないから。あなたのおっしゃるやうに、国内価格が生産コストだったら輸出価格だけ損しているわけだから、各企業が相当の赤字を抱えて、通産省に赤字だ、助けてくれと言ってくるはずでしょう。言わないはずない。言わないとするならば、輸出価格でもまあまあだ、たいした損はしない。国内価格まるまるもうけだということになるなら、四十九年の肥料は上げないでほしいと、こういうことなんですよ。

私が申し上げたいのは、最近農家で一番困っているのは、また肥料が上がる。肥料が上がる、また米価を上げんならぬし、たいへんなんです。ですから、もう肥料上げたくないということが趣旨なんです。あなた方は、国内価格はこのくらいやむを得ないのだとおっしゃるけれども、輸出価格がべらぼうに上がってきたのなら、輸出価格のほうで国内価格をカバーしてくれてもいいのだ、もしそれが可能ならば、だけれども、それは法律の上で、もうあくまで別途だと、輸出が上がった分だけ会社はもうけなんだと、いままでじつとがまんしてきたのだから。——それほどばかはこの企業について信頼できないのです。あなた方が信頼できているのはおそらく数字を見ていらつしや

るのだと思いますが、その数字を、納得できるような数字をこの委員会に提出をいただけるのかどうかということをお願いしているのです。

○委員長(初村藩一郎君) 納得する資料を出せということだ。

○沢田実君 これは政務次官だね。

○政府委員(橋正俊君) 帰りましたよよく検討いたしましたお返事申し上げます。

○沢田実君 私はきょうで質問を終わるつもりでありますので、また帰ってから返答と言われると、またこの会を開いてもらわなければなりませんので、ここで出すなら出すということをはっきりしてくだい。

○政府委員(兵藤節郎君) 具体的にその会社の名前をあげてどういふことはできませんが、大体会社をグループ分けしまして、たとえば配当のあるところ、無配のところ、そういったグループごとの会社の経営状況を、四十六年当時のものを、これを提出したいと思ひます。

○沢田実君 いまおっしゃるのは、配当のあるところ、ないところとかは、あなたのほうから借りなくたってわかるのだから、会社の配当あるかないかなんかはね。要するに、なるほどこれは、国内価格がこういふふうな値上がりするのはやむを得ないのだ、とわれわれが納得できる資料をくださいと言ふのです。なぜかという、農林省も、通産省も、これはやむを得ないだろうとおっしゃっているのではありませんか。あなたが納得しているのだから、あなたの資料があるから納得しているのだから、その資料がわれわれにはないからその資料をいただきたい、こういうことなんですよ。政務次官、出すの当然だ、出してくだいよ。

○政府委員(兵藤節郎君) 四十九年の一—六の値上げについてどういふふうな資料に基づいて判断したか、それは、われわれの資料があるわけでございます。そういうものについて提出したいと思ひます。

○沢田実君 いま申し上げたようなことなんです

が、大臣、大臣としては、これだけの値上げはやむを得ないとお思いになるのですか、それともまた今後努力をなさるのですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 御存じのように、肥料メーカー、大体肥料部門においてはあんまり利益がありません。それで他の部門と並行してやっておりまして、事業が成り立つ、私どもはそういうふうに見ておるわけでありまして、それで、したがって、肥料に重点をわきあいに置いているような会社の業績というものは上がっていかないというのが従来経過でございます。私は、この法律にもありますように、全農が取りきめるときに、通産大臣、農林大臣は資料を出すことになっておりますが、そういうものはやはり現在の肥料につきまして、こういうものであるというふうな構成比のようなものを出しておるようでありまして、私はもう一つ考えられますことは、やっぱりスケールメリットと申しますか、国内需要よりも輸出のほうが量が大体多いわけでありまして、そういうことで、輸出があることによって国内の価格もある程度押さえていくことができるんじゃないか、こういうふうに見ております。同時にまた、いまの国際価格を考慮してみますと、日本の輸出しております肥料、これは非常な国際間に激烈な競争がございますので、こちらのほうの自由な価格でも国際社会では通用いたしませんので、それと、この激烈な競争をして売り込んでおるといふ点に私ども、肥料工業に対する判断の一つの資料として考えなければならぬではないかと、こう思っているわけでありまして、御存じのように、一ころはかなり国内需要と輸出肥料との間の格差はございましたけれども、最近では徐々に詰まってきております。そういうことを考えてみますと、やはり外国でわが国と競争しておる肥料輸出国におきましても、石油事情その他のコスト高によってかなり価格を上げておるといふ状況でございますので、私はまだ詳細な資料を知っておりませんが、けれども、趨勢としてはそういうふうな判断をいたしておるわけでありまして。

○委員長(初村瀧一郎君) 暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時二十九分開会

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○國哲夫君 私はいささか質問いたしたいわけですが、一つは価格の安定の問題について、もう一つは需給の問題、内需の確保の問題、もう一つは今回単純延長したことについてお伺いをしたい。あと若干流通の合理化の問題、それから農林省の資料関係を取り扱う機構の問題等について付加して質問したいと思つて。

まず価格安定の問題ですけれども、この法律を見ますと、特定肥料について硫安と尿素につきまして生産者、メーカーと販売業者が自主的に価格を取りきめる。で、三十九年以降とりきめ八回、尿素が後に加わりまして、尿素の分が四回、尿素が後に加わりまして、この価格の取りきめについて農林大臣並びに通産大臣はいろいろな権限を持っていらつしやる。要求に応じて必要な資料を交付するとか、需給見通しを立てなければならぬとか、あるいは勧奨する、助言をする、調停をする、必要があれば倉庫、工場、事務所等に立ち入り検査をするというような権限を持ていらつしやるわけなんです。で、そこで、ことし、つまり四十八肥料年度におきまして、従来の長い間確立しておいた肥料年度の当初に価格を取りきめるといふことに對して、たいへん異例な年度途中において価格を再改定するといふ措置が行なわれたわけですか、引き上げるといふ措置が行なわれたわけですか。取りきめが行なわれたわけですね。で、硫安と尿素について一六・三%引き上げ、あとカリ、磷酸等を含めて平均すると三二%の引き上げだ、値上げだということですが、そこで、まず平均して三二%なんですけれども、磷酸とカリはどのぐらいにお引き上げになったのか、これちよつと簡単に伺いたい。

○政府委員(松元威雄君) お答え申し上げます。硫安と尿素につきましては一六・三%でございますが、磷酸、カリ、この代表的なものについて申し上げますと、落成磷酸につきましては、七月の当初価格に比しまして三七%、それから塩化カリにつきましては二二・五%という上昇になっております。

○國哲夫君 そこで、この法律によりまして、特定されている硫安と尿素を一六・三%引き上げた。この取りきめが行なわれたわけなんです。が、いつごろからそういう話があった取りきめの交渉があったのか。そして、いつごろきまったのか。これをまずお伺いをします。

○政府委員(松元威雄君) この経緯につきましては、十一月の下旬に生産業者のほうから、十一月以降におきます原材料、ナフサ、重油、包装資材等こういった原材料が大幅に上がったということ等を理由といたしまして、全農に對しまして改定要求の申し入れがあったわけでございます。そういったしまして、その後いろいろ経過を經まして、政府に對しまして、法に基づく届け出が行なわれまして、十二月の十七日でございます。

○國哲夫君 そうしますと、十一月の下旬に申し入れがあって、十二月の十五日ごろにはきまつた。そうしますと何でですね、二十日間ぐらいうちにきめちゃつたんです。そういうことになりましたか。

○政府委員(松元威雄君) 約一月弱でございます。

○國哲夫君 一月弱——いや、そういうことにならないですよ。いまの話は十一月の下旬に申し入れがあったと、そして十二月の十七日に農林省に届け出があったというわけですから、二十日間ぐらいうちにきまつたんじゃないですか。たいへん短い、そりゃべらばうに短い時間にきまつちやつたんです。

○政府委員(松元威雄君) 下旬と荒っぽく申し上げたんで申しわけございませんでしたが、十一月二十二日に申し入れがありまして十二月十七日に届け出があったわけでございます。二十五日でございます。

○國哲夫君 それはあとでまた……。

次にお伺いをしたいのは、まあたいへんこれは異例に、年度途中に改定するということ——いままでは、年度当初にやつたら動かさないという約十年近い慣行が確立してあると思うんですよ。それを今回急に年度途中でやるといふことですね。それともう一つ、メーカーのほうには、三五%程度引き上げたいという申し入れをしたというふうな、新聞等に報道されているわけなんです。ですから、この二つですね、三五%程度引き上げたというのを申し入れたという話、もう一つは年度途中に引き上げるといふ異例なことをやつてきたと、この二つについて農林大臣はどういう基本的な方針で臨みになったのか、どういふ基本的なお考えで臨みになったのか、これをお伺いします。

○國務大臣(倉石忠雄君) 肥料の価格につきましては、従来御存じのように、非常に安定的に推移してまいりました。ときには下がつてまいりましたことも御存じのとおりであります。最近の、この石油事情等を背景といたしまして、原料、物価の高騰いたしたことに伴ひまして生産コストが非常に上がつてまいつたといふことでございまして、先ほどお話ししたような時間、その要望が申し入れがございまして、私どももいたしましては、ただいま国際的にも、肥料が非常に要望されておるときでもあり、その生産に支障を来たすことのないよういたしたいといふ考え方であります。で、そういう意味で、年度途中では珍しなことではありますけれども、値上げを認めたわけでありまして、もちろん従来ともそういう価格安定のために、強力な指導はいたしてまいつたわけでありまして、今日のような状況をやむを得ないと存じまして承認をいたした、こういう経過

でございます。

○鶴岡哲夫 私は、いまそういう二点について、異例なことである。いままでは、十年近くにわたって年度当初にきめたら動かさなかった。それを今回は突如として引き上げる、年度途中に引き上げる。私は、年度途中に引き上げる必要はないんじゃないか、そういう基本的なお考えで農林大臣としてはお臨みになるべきではないかというふうに思っております。ところが、大臣どうもそうじゃないですね。生産の話はわかりました、肥料の生産の問題について御心配になっているということはおわかりました。ですが、その価格を引き上げるといふことに対して、初めから認めようという腹で臨まれたように受け取った。私はそれはどうしても解せないですね。そこで、年度途中に引き上げた理由というのは、これはもう特にお伺いしなくともいいですね。いろんな事情でこうなったんでしょうから。

そこでお問い合わせしたいのは、どうも肥料側の生産過剰の状態にあつて、つまり供給のほうが需要を上回つておつたというときから、去年の四十八年の初めごろからだんだん逆転してきて、需要のほうが供給を上回るといふ、従来の長い間の傾向からいいますと、ここで逆転しちゃつた、逆転といふことは、最近はやることばで、まずいんですが、つまり逆転したわけですね。一方においては、いままでは国内価格のほうが高く、そして輸出価格は二分の一前後、まあ二分の一ぐらいと言つていいでしょう。安かつたんですね。ところが、輸出価格はぐんと上がつてくる。そして需要がずっと殺到するといふ中で、にわかにいいますか、急にこういうような態度を示すといふことは、私は従来の長い間の肥料法の運営からいまして不信行為だと思ふんですよ。そういうふうにお考えになりませんか。どうも農林省というのは少しいろ言いたいことがあるんですけれども、どうもにわかになつてちやつて、年度途中で急に申し入れてくるという態度は従来の長い間の

この肥料法の運営あるいは商慣行といふものから言つて不信行為だと思ふんです。大臣は、もともとそうお考えになつていないような感じがするんですね。そういうふうにお考えになりませんか。どうか、ちよつと伺つておきます。

○国務大臣(倉石忠雄) 肥料はもちろん、農業生産のために必要欠くべからざるものでございまして、その供給を確保するといふこと、それから価格の安定をはかるといふことは農政にとりましてきわめて重要な問題であることは、もちろん私もそのように考へておるわけでありまして、この場合、肥料工業の合理化を通じて、できるだけ低いコストで農業者に一率に供給できるようにいたさなければならぬ。これも私も肥料について基本的に考へておることでございますが、こういう考へ方のもとに、肥料問題に取り組みまして、この法律の適切な運用を従来もいたしてまいつたわけでありまして、特に、最近の石油事情に起因する問題に對しましては全力をあげて、そういう方針のもとにこの解決に努力いたしておるわけでありまして、もちろん今後とも本法の適用に對しましては、適切な指導を通じて肥料の価格の安定供給をはかつて遺憾なきを期するといふことが私の任務であらうと思つております。

先ほどもお答えいたしましたけれども、今回の値上げに際しましては、硫酸、尿素はもちろん、肥料価格安定等臨時措置法の適切な運用でやつてまいりまして、他の三つの肥料につきましても、それれいまい申し上げましたような趣旨に沿ひまして、強力な指導を行ないまして安定的に供給のできるようといふことで最善の努力をいたしてまいりてでございます。

○鶴岡哲夫 じゃ、もう少し具体的に申し上げますと、長い間国内価格のほうが高かつた、農民のほうは輸出価格の二倍ぐらいの値段でちやつたですね。急にといつても、一昨年から変わりは始めたんですが、急に変わつてきて、そして国際価格のほうは、国際価格は七割、八割上がった

ているんですよ、去年だけで。四十八肥料年度の前半で七〇%程度上がつていまして、前年に比べますと。そして、これからもうと上がるといふ可能性がはつきりあるわけですよ。しかも、いま硫酸と尿素はこれは輸出産業ですよ。といつてもいいでしょう。硫酸の五割近くは輸出してまして、尿素の七割以上輸出しておるわけですから、輸出産業みたいなものでございまして、だから、いままでは国際価格は非常に安かつた。ところが、それが急に七割も上がった。これからはもうと上がる。農家の方々にたいへん高いことでもいままで売つてきたけれども、まあ高いといつても、国際価格に對してたいへん高い形で売つてきたけれども、いまや国際価格はほとんど上がつちやつて、七割も上がつちやつた、これからはもうと上がりそう。それで、ここでわれわれ企業もはと思がつける、だから、むしろ国内価格はちよつと下げましようというのがあるまいじゃないですか。どんどんもうかります、上がりまして、国内価格も上げましようといふんじや、これは何のことかわからぬんですよ。これは商行為としておかしいんじゃないですか。しかも、それは年度途中に、私は、十一月に出したといふのは許せぬという感じがするんです。あとでこれは申し上げます。逆じゃないですか。いままで農民には高いもの売つておつて、半分の値段で輸出していた。それを、こつちのほうはぐつと上がつてきたんですから。いまは二倍になつていまして、このときだつて、十一月現在だつて七割上がつていまして、国際価格といふのは、それだつたら、こつちでうんとそれ余裕ができるはずなんだから、いままで高い肥料をやつておりました、だからこの際幾らか値下げをしますといふぐらひの話をするのが私はたまに、筋だと思ふんですよ。それをこつちも上げます、ときたんじや、これは何とも私は了解できないです。大臣、それ了解されるんですか。

○国務大臣(倉石忠雄) お話よく私もわかるんでありますが、私どもの感じから申しますといふと、国内需要よりもはるかに輸出のほうが多いわけでありまして、こういう規模を大きくして――まあ肥料は御承知のように、それだけといふことでなくて他のものを併用して製造しておるから、原価においてもそれだけの価値あるかもしれないが、いずれにいたしましても、規模を大きくして生産をしていふことによつて従来の価格が保たれてきたと私もそのように理解いたしております。そこで国際価格がおつしやるように、最近八割近くも上がつてきたから格差が縮んでまいつた。そこで、さて国内需要に要する肥料も価格が上がらなければならぬといふことは、先ほど来お答えいたしておりますように、ナフサ、重油等の原料価格が非常に高騰をいたした、こういう大きなファクターがありまして、値上げのやむを得ざる状況ではありましたが、私どもとしては一六・三%にとどまるように最善の努力をいたし強力な指導もいたしました。

他の肥料につきましても、これは私もいたしましては、原料のことにかり、硫酸、そういうふうなもの輸入価格が、これはもう外国の状況によつて左右される原料でございますので、そういう意味においてはやはり製造費が高くなるというこども、これもやはり強力な指導をいたして安定をします。できるだけ価格を抑えるように強力な指導をいたした。

そこで、いまお話のございましたように、肥料につきましましては、外国からの要望も多々あります。併するような次第でありますことは御承知のとおりであります。われわれは内需優先といつたてまえを政府は堅持いたしておりますので、内需に支障を生じないように輸出はもちろんいたすわけでありまして、昨今、開発途上国などでも、だんだんと国民の生活状態が安定してまいりまして、だんだんと多くなつてまいりましたので、各国とも、こゝに東南アジアその他開発途上国における肥料の需要はきわめて増大してきておることも御存じのとおりであります。そういう意味で輸出品の価格も、

先ほども私はここで答えた次第でありますけれども、やはり海外の状況を見ておりますという、わが国に対する肥料の需要はかなりふえておるわけであります。そういう状態でありまして、国際的にも相場がだんだん上がったというところと、輸出価格も上昇してきて、これはある意味においてはけっこうなことだと思いますが、しかし、国内における生産費の場合を考えると、やはり何と申ししても、一番大きな原材料、それから包装資材その他が上昇いたしてきておりますので、価格を上げたいということにつきましては、いろいろ精査いたしまして、もうやむを得ないものではないかと、一度途中でありますけれども、価格を上げることについてはやむを得ないことである、ということでは承認いたしたと、こういう次第であります。

○農務大臣 とも私は、大臣、長い間農民は輸出価格の二倍ぐらいの値段で買っておったのですよ。長いことそれを買ってきたわけですよ。去年の後半から、四十八年度後半から輸出価格というのが七割上がった。そこのほうが、しかも輸出のほうがかかるにでかいですから、量としては、その価格が七割、八割上がったのだから、この際余裕ができるはずですよ。何ぼおっしゃってても余裕ができる。それじゃ国内価格をこの際上げる必要はないと私は思います。しかも、年度途中に上げる必要なんかない。私は下ぐべきだという話をしましたけれども、それは長いことたいへんな高い値段で買っておったから、輸出価格より高い値段で買っておったから、輸出価格で、気持ちはずうだと思ふんですよ。だから、少なくとも年度に引き上げる必要はないし、少なくとも相当年数は据え置いといたと私は思ふんです。しかも、これから国際相場というのは、三年や四年はこのままの状態が続くだろうと、だけれども昨年から見通しておるわけですよ。アメリカの肥料工場はどうだとか、中国はどうだとか、東南アジアはどうだとか、あるいは西諸国の肥料

工場はどうだということがおわかりなんですか、ですから、これから三年四年というのは今日のような状況が続くと、こういうふうに見えておるわけでしょう。だから、その国際相場は上がっているんだから、そこのほうに余裕がつくはずですよ。それなら当然の間、これは据え置くという政策をとるべきじゃないでしょうか。ましてや、年度途中に引き上げるなどというのは、私は理解がつかないのです。これはあとあとで申し上げますけれども、大臣、そう思いになりませんか。○農務大臣(倉石忠雄君) 内需の肥料の価格が、国際的に比べて日本だけが非常に高いという状況であつたとすれば、私もそういう点については一つの疑問が起きます。しかし、御存じのうちに、国内肥料というのは、国際的に比べてわれわれの使っている肥料それ自体の価格というものは、そんなに高いものではないと、つまり、安く輸出するために国内のやつをいままで上げておつたのではないかと、そういう考えには私もなかなかないわけでありまして、さき申し上げましたように、生産規模を大きくして大量に生産することによってコストダウンができて、それで従来の日本の肥料というものは内需のものも安定した価格で、ときには下げる場合すらあり得たんです。しかし、今度はやっぱり国際価格が上がってきておりますので、その国際価格につれてわが国の輸出も上昇してきた。しかし、そういう状態でありまして、なぜそういうふうになつてきたかと申せば、私先ほど来申し上げておりますように、原料代が非常に高騰してきております。そういうことでありますので、あれこれ判断をいたしまして、やっぱり生産を落とされは困るのでございまして、やむを得ずこれを承認いたしました、こういう事情であることをひとつ御了承願いたいと思ひます。

○農務大臣 私はその点はどうしても理解がつかないのです。それはいま大臣がおっしゃった話、それはそのとおりでいいのです。私は、そういうことを考えないんですよ。いままでの国内の状況を言っているわけですよ。いまかりに一六・三%引き上げた。一方、国外のものは八割上がった。いまもつと上がっているんですよ。その八割も上がるなら、それは余裕ができるじゃないかと、言っているわけなんですよ。国内の生産費の上がり方というのは、これはおなじじになつたように一六%ぐらい、七%ぐらいしか上がつてない。ですが、国外に比べるとこのものは、これは生産費をこして需要が非常に大きくなつたから上がっている面が大きいわけなんです。これはもちろん、石油はどうだという問題はあります。ありますけれども、需要がふえてそしてその価格が国際的につり上がつていっている面が大きいわけですよ。だから八割も上がるわけですよ。そこのほうで余裕ができたんじゃないかと、それじゃ長い間高い値段で買つておつたから、これは生産費との関係は別ですよ。輸出の値段よりも非常に高い値段で買つてもらつておつたから、この際は年度途中で引き上げる必要はない。据え置く、というぐらゐの態度があつてしかるべきだと思ふのです。何でそんな弱腰になられたんですか、私は不可解なんですけれどもね。まああとでいろいろ考えてみたらわかつた点もありましたよ。それはあとほど申し上げます。

そこで、次にお伺いをしたいのは、この一六・三%引き上げたんですが、話は十一月の下旬からあつたというんです。さっきの局長の話では、十一月の下旬で、そして十一月の十五日前はもうすでにその取りきめがきまつておるわけですよ。二十日ぐらゐの間にきまつておるのですから、そこで、それじゃ十一月に、どの程度そのコストが上がつたのか、生産コストが上がつたのかといふと、その生産コストというのはまあ大体二%ちよつとぐらゐでしょう。数字は出ています。十一月は、十二月は、当然、十二月の十五日ごろ前にきめたんだから十二月の数字なんかない。にかい、ましてや一月の数字ありつこない。にかい、わらず、この一六・三%という数字が出てきた、これはわからぬ。これは、先を見通されたわけですか。これから十二月は幾らになるだろう、十二月は生産費は幾らになるだろうという推定をなさつてお上げになつたんですか。当時これをきめるときは十一月しかわかつてないはずだ。十一月は二%ちよつとしか上がつてないですよ。それを聞きたいのです。

○政府委員(松元威雄君) 御指摘のとおり、確定実績といたしまして十一月はさうでございまして、当時すでに上がることが明らかであつたわけでございます。と申しますことは、私たちが認めたものはナフサ、重油、包装資材という三本にしばつたわけでございます。これにつきましては、供給側からナフサは幾ら上がるといふことは通告もございましたし、そういう意味で上昇はもう明らかにわかつておつたわけでございます。そういう意味でそれを見込んだわけでございます。ういう意味で、いや、おめでたい話で、私さつき言つたように、十一月の末ごろから話が始まつていふのです。そして十二月の十五日前にはきまつた、一六・三%としまつた。そのときに、生産費はどれだけ上がったかという数字は出ていないじゃないですかと、十一月は出ていふのですよ、ここにあります。ナフサは〇・八%、つまりコストとしては〇・八%上がる、それから重油は一・六%上がつていふ。ということになりますと二・四%、二%ちよつとです。生産費が上がつていふことはわかつていふ。十二月はわかつてないはずですよ、まだ、それを局長は推定をなさつたといふのです。こいういふ話ですね。そういうおめでたいことをなさるなら豚の肉もやうてもらいたい。そんなおめでたいなら通産省に聞きたいですよ。その点は、農産物はそんなことをなさいますか、大臣。そんなことしないでしよう。先の話まで見通しちやうと、上がらうと。こいういふようなことを先を見通して肥料を上げてしまつと、農産物のほうは何のことはない前月ぐらゐまでの数字で精一ぱいですよ。それもこまかい数字を出してきめるんです。肥料についてこんなことをされたのではかわないです。私はだ

う中でこれらの肥料の生産費がどうなるというふうにお考えになっていらっしゃいますか。上がったらまたお上げになるんですか。どういうお考えですか。

○政府委員(兵藤節郎君) 肥料の生産にあたりまして、ただいま問題になっておりますナフサ、重油等の値上がりが、去年の暮れ以来かなりの高騰を示しております。たとえば、去年の十月に比べましてこの一月には、ナフサは六七％上がっている、それから重油は五四・二％上がっている。こういうふうな騰勢を示しておるわけでございますが、今後、いま問題にされている石油製品の値上げの問題が大きないわばネックとして前にはだかつておるわけでございまして、こういった石油製品がもし上がるとすれば、同じような形で値上げの要求が当然に出てまいると、こう覚悟せざるを得ないと思うわけでございますが、私ども事務当局といたしまして、その際にはより厳重な調査も行ない、そしてまた将来の価格の見通しをももちまして、ただいまの先生のお話なども十分肝に銘じてやっていきたいと、こういうふうに通しておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いや、まあ、年度途中に引き上げているんだから、ですから、——ことしの六月までが年度になるわけですね。その間にまた引き上げるなんということはおやりにならぬだろうと思うんだけど。これは私は、さつき据え置いてしかるべきだと、数年にわたって据え置いてもいいと、国内のものは、それは、輸出について言いますと、小さくなっておるんですから。ですから、さつき通産省の審議官もおっしゃったけれども、化学工場の八％だというんだ、肥料は。その中でまたこれ言ったら二、三％じゃないですか、肥料というのは、国内における肥料というのは。特にいま価格の取りきめの対象になっておる硫酸とそれから尿素だけでございますと、一％ぐらいなものじゃないですか、国内のやつは。二％もなりません。そんなものですよ。とにかく乗値上げもいいところで、かけ込み値上げですよ、これ。け

しからぬと思うんですね。大臣どうですかね、私はそれ据え置いていくべきだと思ふんですよ。据え置いていくべきだと思ふ、国内の農業用のものは。その点についてもう一ぺん聞いておきます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど来お話しのお氣持ちは、私も全くよく理解できるところでありますが、今後さらに石油価格が値上がりいたしましたような場合には、肥料価格に及ぼす影響が懸念金にされるわけですが、私もそういったしましては、春耕期の需要向けの出荷の途中にあります価格改定は、末端流通を混乱させることでありますし、今肥料年度には強力な指導をいたしまして、価格の引き上げはやらないように、現行価格を維持してまいることにはいたしたいと、このように決意しておる次第でございます。

○**國智夫君** 次に価格の取りきめの対象肥料になつております硫酸と尿素ですね。まあ硫酸から尿素に重点が移つてきて、さらにいま高度化成肥料のほうに重点が移つてきているわけですね。それで農家を使う硫酸と、それから同じく農家を使う尿素と、それから農家を使う高度化成と比較しますと、高度化成のほうが大きくなっているんです。ですから、いまアンモニア系窒素肥料の中で、尿素とそれから硫酸を押えただけでは、価格の安定取りきめしただけでは、あと大きなものが残つておるわけなんです。高度化成肥料が残つておるわけなんです。ですから、私は高度化成肥料もこつちの取りきめの対象の中にお入れになつたらどうだというふうに考えているんですけれども、まあ私は法律を単純延長するのに精一ぱいだったというような感じも受けますし、まあ無理かもしれませんが、いまの状態では、農林省と業界の関係といいますが、通産省と農林省の関係といいますが、無理かもしれぬというふうに思っていますけれども、これは政令でできるわけですね。ですから、尿素と硫酸だけでは、アンモニア系窒素肥料の価格を安定させたことにはいまやならなくなっているんですね。高度化成のほうが多いです。大きいですよ。数字で申し上げますと、硫酸が十

六万トンですね、これは窒素で換算しまして十六万トン、尿素が十三万トン、ですから二十九万トンになるんですね、農家が使う分は。あと高度化成のほうは、これは三十二万トンなんです。だから、高度化成のほうが大きいです、足したものでありもね。だから、私は肥料価格安定等臨時措置法となつてゐるんだけど、なに、ちよつぱりしか握つてゐないですからね。ですから、高度化成のほうも対象にお入れになつたらどうだということに思ふんですよ。その点についての見解をちよつと伺つておきたい。

○(国務大臣(倉石忠雄君) 御審議願つております)
この法律は、肥料の価格安定をはかると同時に、輸出の調整を通じて、内需に対する供給確保をはかる。それから内外の肥料政策を一体的に遂行するという、そういう眼目でやっておるわけでありますが、したがって、本法におきましては輸出シエアが高くて、それから内需面におきましては基幹的な性質を持っております肥料として、硫酸安と尿素を対象としたしておる次第であります。が、いまお話のこれ以外の肥料といたしましては、硫酸肥料、カリ肥料、それから化成肥料がございますが、この価格の安定をはかることも、もちろん大事な仕事でございますが、御存じのように、これにつきましては需要者団体であります全農が各メーカーと取りきめをいたします。そうして適正な価格形成を行なっておるわけであります。が、硫酸肥料とかカリ肥料は、コストの中で輸入原料が大部分でありまして、これはもう御存じのとおりでございますが、全農が原料の過半を輸入しておるわけでありまして、したがって、全農はそのコストを把握しやすいのでございますから、このような全農と各メーカーとの価格取りきめによつて、適正な価格を形成することができものであると私も私どもは考えておる次第であります。

それからまた化成肥料は、御指摘のように、内需に占めておるウエートがきわめて高いのでありますけれども、ア系窒素肥料、磷酸肥料、カリ肥料の複合体でございますので、それぞれの肥料に對

する諸措置を適切に行なつてまいるよう、いまのやり方でありつばに対処できるものであると、このように考へているわけであります。

○鶴岡哲夫君　それでは次に、第二番目の内需の確保、まあ需給関係について、だいぶ時間がたちましたので要点だけについてお尋ねをしたいと思ふんです。

四十八肥料年度の需給見通しというのはあるわけなんです、この需給見通しは、おそらく昨年の肥料年度の始まり、四十八年肥料年度の初めにおつくりになったんだと思うし、その後情勢もたないへん変わっているわけです。まあ大体見通せたなと思うんですけれども、まあしかし、変わっておるといふことになるわけですから、若干のいろいろな修正もなされていращいやると思うのですけれども、いま私の手元にありますこの四十八肥料年度のアンモニア系窒素肥料の需給見通しを見ますという、非常に内需が、これは確保ができるんだらうかという心配をせざるを得ないわけなんです。

それで、その内需の確保の問題についてお尋ねをしたいんですが、生産量は、これはもう装置そのものが動かないわけですから、フル操業するということとわかりますが、あと国内の需要ですね。この中で工業用の肥料が非常に急速に増大してきておるわけですね。まあ一年に八——十万吨ぐらゐの割合で急速にふえている。まあ三、四年ぐらゐ前は十万吨ぐらゐだったわけですが、いまでは二十四万吨、四十七年度二十三万吨幾らというふうにふえておるわけですね。ですから、工業用のこの需要というものがこの需給見込みに書いてあるようなことでおさまるのかどうかという点について聞きたいんです。

それからもう一つは、この輸出見込みですね。この輸出見込みが百五十三万トンと、これは案差換算です。ね、百五十三万トンと、こう四十八肥料年度はなっています。去年よりも少ないわけですよ。去年は百六十何万トンなんですよ。ね。四十七年度のやつは百六十七万トン。これよりも相当に

下回つたものになっておりますし、それから農業の使うもの、これが去年よりも九千トンしかふえていないんですね。農家が使う分は九千トンしかふえていない。それで、四十六肥料年度から四十七肥料年度にかけまして六万トンぐらい農業がふえておるわけです。本年、この四十八肥料年度に一萬トン足らず、九千トンぐらいのその需要増加見込みになっているのです。ことし、休耕農地の半分以上のものが、半分ちよつとこえるものが稲作に転換をするようになっておりますし、麦や大豆、飼料作物を積極的に奨励なさるといふ考え方なんだし、そうしますと、去年の実績よりも九千トンぐらいの内需というものでいいかどうか。私は、輸出の力というものとそれから工業用の燃料のものにはさみ打ちになって、農家が使う内需という、農家が使う分というものが非常に圧迫されているんじゃないかという感じがしてしょうがなないわけなんです。そこら辺をひとつわかるように説明をしてみたいですね。

○政府委員(兵衛節郎君) 硫安、尿素についての需給見通しにつきましては、毎肥料年度の始まる前に農林省、通産省でつくるわけでございまして、それ以降の生産の変化、あるいは需要の変化、あるいは輸出の変化があった場合には、この当初作成しました需給見通しをさらに見直して修正するということができるわけでございますが、最近の生産情勢を見ますと、去年の暮れの石油ショック、これによりまして現実には硫安、尿素ともに約一〇％の生産減があったわけでございますが、しかし政府といたしましては、内需の確保、あるいは輸出につきましてはすでに諸外国と契約したものを履行する、こういう立場からしまして、ナフサとか、あるいは重油、あるいは電力、こういうものを肥料工業につきましては最優先的に配賦するという措置を一月以来購じてまいりまして、ようやく生産が元どおりに戻ってきているというわけでございします。

それから内需に対する考え方としては、当初の需給見通しにおきまして、その後修正する

需給見通しにおきましても、何よりも内需優先と。特に肥料用の内需を最優先するという考え方で運用しておりまして、この面から、もしも内需が足りないというようなことになれば輸出を切る、あるいは工業用を切ると、こういうかっこうで進んでおられるわけでございます。ただいまお話のございました工業用は、特に尿素について多いわけでございますが、工業用の需要は、石油削減の影響を受けていること、あるいは一般的な総需要抑制と、こういったような政策も浸透しております。いま先生が御心配になったような伸びは示しておりません。私どもの見通しでは、四十七肥料年度に比しまして、ことしはほぼ三%程度の伸びであろうと、こういうふうに見ております。

それから輸出につきましては、これは先生がいま御指摘なさったように、四十七肥料年のアンモニア系窒素肥料の輸出実績は百六十七万九千トン、これに對しまして現在見通している数字は百四十一万八千トンということで、対前年比九三%、七%のダウンになると、こういうふうにおおは輸出のほうに少しお寄せをされている、こういうふうな数字が歴然としておられるわけでございます。

このような状態でございますので、内需の確保につきましては万々御心配要らない、こういうふうな私どもは考えておられるわけでございます。

○政府委員(松元威雄君) 内需の数字につきましては、若干補足させていただきます。御指摘のとおり、当初見込みでは四十七肥料年度に比しまして一万トン程度でございますが、ぐらいいしか見込んでおりませんでした。その後の農業事情を考慮いたしまして、正式の改定手続は目下作業中でございますが、目下の内需の見込みもいたしまして、御指摘のように稲作数量の伸びもございまして、そのほかの伸びも考慮いたしまして、対前年で六%程度の伸びを見込もうということと、いま改定作業をいたしておられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いま通産省の審議官のほうから、輸出のダウンの問題、工業用のものが三%程度の

伸びになるだろうと。いずれにしろ内需優先、特に農業の肥料についてはさらにその中でも優先だ。そして足りない場合にあっては工業用を切るんだと、輸出面を切るんだというお話ですね。——いいですか。私は輸出の肥料は国内と輸出とほぼ同じぐらいになっている。しかし、中身は輸出のほうがはるかに有利だと思うのです。先ほどもおっしゃったが、輸出メリットというのがありますから、国内のやつは、御承知のように、これは最寄り駅のところまで入っていますからね。ところが、輸出メリットが一〇%もあるといえ、これは輸出のほうがはるかに高くなっている。従来よりは比較にならない、輸出に対して魅力を持つていたわけですね。それから工業用の、これは尿素にいたしまして、これは肥料よりも高い、もちろん肥料は中間経費が非常に高いですから、輸送費それから包装費など、ところが、工業用のものはそういうものはほとんどないわけですから、ないと言っているわけですから、はるかに工業用のほうが高いです、高く売れるわけです。そうしますと、これは工業用に対して非常に魅力がある、輸出に対して非常に魅力がある、というふうに見えなやならぬわけです。そしてこの肥料については、これはもう御承知のような状況です。国際の肥料状況というのは御承知のとおり、田中さんが行っているいろいろお約束な、あるいは大平外務大臣も一生懸命農業援助をやるんだというところで、その中の一つの中心に肥料というのが入っているというふうなことを考えますと、これはなかなかおっしゃるようには簡単ではないんじゃないかと。

そこで、いま局長の答弁になるんですけれども、局長は四十八年度の四十八肥料年度、昨年の七月からことしの六月にかけての肥料年度は昨年より一万トン足らずだったと、それがまあ今回修正をして前年よりも六%ふえると、四万ちよつとですよ、ね、望みで換算すると五万になりますね、五万を切るといわけですね。ところが四十六年から

四十七肥料年度に六万トン近くふえているでしょう。これは何も休閑がやまっていたわけでもなかったんです。それから、麦や大豆や飼料作物を奨励するということでもなかったんですね。ことしは要るんじゃないですか。去年六万トンふえてことし五万トン切れる数字でいかどうかという点は、どうも納得いかない。だから私は、いま通産省の審議官は私に言わせると若干調子のいい話をなさ

いまして、私は農業というのはずうと押えられているんじゃないか、押えられているんじゃないかという心配をしているわけです。四万八千トンという数字になるとね。休閑を、今度十八万町歩の中の九万町歩は水田つくるんですよ。小麦だって、それから麦類だって大豆だって、飼料作物だってやるんですよ。四万八千トンくらいで足りませんか。とんでもないと思うんですよ、はくは、まあ、肥料はできるだけ少なくやれということでは奨励なさるのかもしれない、そんなのはいいものところ間尺に合わないですよ。

○政府委員(松元威雄君) ちよつと数字のことでございますが、御案内のように肥料は一時減ったわけでございます。四十四、四十五、四十六は減つてまいって、四十七年にそれが増加に転じたわけでございます。そこで、その傾向が続くと、しかも御指摘のとおり、私のほうも積み上げる場合に、米の面積の増加はもちろん考慮いたしました。たとえて申し上げますと、米の面積の増加は約五%程度ぐらいてでございます。今回は、まあそういったしまして、肥料の全消費量の中で稲作のウェイトというのは約三分の一でございます。そういったしますと、単純にその面だけから見ますと、まあそれほど大きい伸び率ではないわけでございまして、その他もございましてということ、いろいろ積み上げて、いま言った約六%ふえると、まあ実量で五万トン程度という見込みを立てておりますが、まずこれで間違いないかと思っておりますけれども、いま言ったように需要に確実に即して内需確保できるように数量を積み上げるということ

でございます。

○政府委員(兵藤節郎君) ただいま工業用の肥料についてお話ございましたが、工業用の価格でございます。これは昨年の十一月の化学工業統計によりますと、工場出し価格にしまして肥料用よりも約二千五百円ほど低いわけでございます。しかしこれは先生が御指摘のように、肥料用の場合には農協のもより駅まで運送すると、その運送費が大体トン当たり二千五百円かかります。工業用ですと、工場出し価格で、しかもこの工業用の肥料を使う工場はほぼ近くにあるわけでございまして、ほとんど運送費はかからない、こういうことと、ネットと比較しますと、大体工業用と肥料用とは同額である、同額の水準であると、こういうふうなことは申せると思っています。

それからその工業用の需要が強まる、あるいは輸出の需要が強まってきたら、どうしても少しお寄せが内需にかかるのではなからうか、こういうお話でございますが、これは肥料二法ができて以来の伝統的ないわば日本の肥料政策でございます。決して内需には迷惑かけない、もしも内需に迷惑がかかるようなことがあれば、まず輸出用を切る、輸出用でも切り足りなければ工業用を切る。そうして肥料用の内需は必ず確保すると、こういうふうな原則をもつてやってきているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 それじゃ、そういうことですから、安心してよろかろうと思つていいですね。どうもそのようですよ、調子のいい話ですから。はくは、これは肥料法というのは、農林大臣と通産大臣の両大臣の所管なんだから、通産大臣が出てしかるべきだと言ったんですよ。それを一ぺんも顔を見せない。政務次官は見えていますよ。大臣見えていますよ。農林大臣見えていますよ。通産大臣見えていますよ。何事だ、今度局長でも出てこいと言つたんですよ。そうしたら、いま衆議院で分科会をやつて、ここで大変と並べて——通産大臣ですね。いまの審議官のおっしゃったような話をしてもらいたいと思つて、まああしかし代表して

おっしゃったんだから——内需を、農業用の内需に迷惑をかけることはしない。そういうことになったときは、国際輸出を切る、あるいは工業用を切るといふ話ですから、それでいきましよう、けつこうですよ。

次に、時間がたいぶんたちますので、単純延長について伺いたいです。この単純延長について、まず大臣ね、この肥料二法というのは一体農家が使う化学肥料の中でどの程度の比重を占めておるか。つまり何といふか、農家が使う化学肥料を、肥料法、いま審議している肥料価格安定のこの法律というのはどの程度価格取りきめをしているのか、おわかりになりますか。要するにこういうことですね。まあ肥料は三元素があつて、窒素と燐酸とカリとある。国内で使うものは七十万トン、大体七十万トンから六十万トンです。化学肥料、この三つ。その中の窒素だけですから、七十万トンだけです。その七十万トンの中のこの尿素と硫酸だけですから、尿素と硫酸だけですよ。ですから、農家が使っている肥料の中の六分の一くらいを価格取りきめで取りきめているのです。非常に小さいものになつてくるのです。それに何です、非常に大きい炭酸カルとか、石灰とかいう肥料を入れますと、まあ五、六分の一のじやないですか。農家が使っている化学肥料の中で、この法律が価格を取りきめる率というものは五、六分の一のじやないでしょうか。非常に小さいのです。これ、この二法というのは、これをひとつ簡単に計算すると、農家が使う肥料の中の五、六分の一のものをこの肥料二法によつて扱っていると、価格を取りきめているといふふうに言つていいのじやないですか。

そこでもう一つ次に伺いたいの、この肥料事情というのが非常に変わつてきたときに、これを単純延長したという理由を聞きたいわけなんです。私は、肥料事情というのは、従来と違つて市場を取り巻く情勢というものが非常に変わつてきたときに単なる単純延長になつたということ、これはメーカーのほうは前回も、昭和四十五年のと

きも自由化という意見が強かつた。ですから、通産省の考え方としては、業界の意向に基づけば、この肥料法を残すということについては、どうしても消極的にならざるを得ないと思つておられます。農林省の態度は一体どうだったのかということについていろいろ調べてみたのですけれども、よくわからないんですけれどもね。わからないうんですが、結論としては、単純延長になつたわけ。で、この肥料事情というものが、これだけ変わつているときに単純延長になつた理由ですね、それを聞きたいわけですよ。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話のございました中にもありましたけれども、燐酸、カリ、それから化成肥料等はほとんど国内需要と、ア系のもので多く輸出にも使われておると、こういう関係でございますので、私もいたしましては最初申しました三つ、燐酸、カリ及び化成は、もう御存じのように需要者である全農とメーカーが直接話をして、そして価格の決定をする。価格決定するということとは需要供給の関係をそこでよく理解し合つていふこととありますから、そこで他のものは、ことに尿素のごときはその大部分を輸出に向けておる。こういうことでございまして、いまさつきお話のございましたわが国農業を守つてまいりますために必要な肥料は、輸出用それから工業用も含めて、通産省側からもお話のございましたように、内需優先ということとございまして、そういうことを一括して考えてまいりますれば、私はこの法律によつて、いろいろ肥料事情等も違つておることはそのとおりでありますけれども、現在の立場におきましては、この法律をそのまま進めてまいることが一向支障がないではないか。こういうことでございまして、また、この法律を持つておることが必要であるという見地に立ちまして、その期限を延長していただくということが、現在の状況に照らして一番妥当な措置ではないかと、このように判断しておるわけでありまして。

○鶴岡哲夫君 私は、四十五年の延長するときに、やはりメーカーのほうは自由化を主張された。今回は条件が非常に変わつておりますから、非常に条件変わつちやうと、輸出は非常に有利になつていふ。生産過剰じやなくて、これは逆に需要のほうは大きくなつてきていふという状況ですから、これはメーカーのほうは自由化を主張するのはちよつとおかしいと思つてもいい。従来は経緯から言へばおかしいと思つてもいい。それは四十五年当時よりも強かつたのだらうと思つて、推定せざるを得ないです。業界の意向としては自由化だというのが強かつたのだらうと思つて、それがいま大臣のおっしゃつたように、まあ妥当であらうという——もう少し何かちよつとまい表現をされたですかね、大臣、いま。うまい表現だつたと思つたのだが、いずれにせよ単純延長になつたわけですよ。なぜなつたのかと私いろいろ考えたら、結局こういうふうになつたのだと思いますけれども、どうですか、大臣。年度途中で改定を認めたというのがやはり一番大きな譲歩じやないでしょうか。年度途中で改定ができるという慣行ができれば、これはたいしたあれにはならないです、この二法があつても、それをお認めになつたから、二十日間のうちに大あつてにあつて一六・何%、しかも推定値を入れました。お認めになつたから、まあこの法案があつてもその、という感じをメーカーとしてお持ちになつたのだらうというふうにおつておられます。そのことはこの法案がそれだけ大きくやはり質的に変わったといふふうに見えないうかぬですよ、運営のやり方について、私はそう思わざるを得ないのです。思いたいわけですよ。ですから、先ほど来内需の問題について、特に価格の問題について、これからのこの法律の運営について、非常に不安を持つておるわけなんです。心配要りませんか。まあもう心配しちやうとんだから、この間上げちやうとだから、ばかすか。たちまちのうちに上げちやうとですからね。かけ込み値上げといふのか何といふのか、とにかくやつたですからね。まあいまさらということもありますが、しかし私はこ

の法律のこれからの運営について、たいへんな譲歩をあの際されたから、今後の運営について心配だといふふうにおつておられますけれども、それは要らぬといふふうにおつておられますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 鶴岡さんのお話よくわかりました。そういうことについてならば、私は、先ほど来申し上げておりますように、もう方針といたしましては本事業年度中、肥料年度中は値上げはいたしませんと、こういうことを申し上げておるわけでありまして、もう釈迦に説法みたいなことではありませんし、今回の石油事情といふふうなものは、これはもう世界的に見ても珍しいケースでありまして、その原因がどこにあるにせよ、いずれの国も大きな経済的影響を持つてきておる異常な状態でございまして、これはやはりもうもろのものを勘案いたしまして、今回はこういう事情でやむを得ない。しかしながら、私もいたしましては、日本の大事な食糧生産のために必要欠くべからざる肥料のことでありまして、この肥料の法律に定めてあります精神をどこまでも貫いて運営をやつてまいらるつもりでおる、こういう趣旨においては全然変わつておりません。

○鶴岡哲夫君 最後に、その他のことで、これは農業資材は非常にまあ従来から重要性を持つておつたわけですが、肥料にいたしましては、機械にしても、農業にいたしましては、あるいはえさにしても、それから重油、さらに石油化学製品、こういう農業資材といふものが農業に非常に重要な関係を持つてきたわけなんですけれども、特に昨年以來農業資材の重要性といふものは格段に強まつておるというふうにおつておる。ところが、農林省の機構はどうもこれに即応してない面があるのじやないかというのを感しておるわけなんです。特に、本省の場合もそうですが、地方農政局段階になりますと、いま申し上げました格段に重要性を持つてきた農業資材についての取り扱いといふのがないような状況とつていいいような状況になつておるというふうにおつておる。で、昨年

石油の問題が起ったときに、まあ生産者側とい
いますか、通産省の場合にあっては、これは地方
にブロックごとに通産局があつて、それぞれき
ちつとした資料についての関係があるのだが、消
費者側というか、農林省側のほうは、それと折衝
したり調整をしたりする、そういう機能というも
のを持ち得ないという状況であつて、そこで県な
りたいへん不便を感じたし、そしていまでもたい
へん不満が残つておる、いまでも不満があるん
です。ですから、私は、本省の場合もそうであ
りますが、地方農政局の場合にも、非常に重要
性を持つてきているという農業資料等についての
機関というものを、きちつと充実をする必要があ
るというふうに思つておるんですけれども、すみ
やかにこの点についての御検討を大臣のほうで
やつていただきたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 現在地方農政局では、
この肥料関係は、生産流通部、農産普及課がご
ざいまして、流通飼料関係は同部の畜産課がそれ
れ所掌いたしております。そこで、現段階におき
ましては、この資料関係課を独立させるよりも、
農産物なり畜産物の生産対策の一環として、これ
らの有機的な関連のもとに地域の実情に依つて行
政を行なうことのほうがいいんではないかとい
うことで、そういうような仕組みで現在運営をいた
しておる次第であります。

○鶴岡哲夫君 いや、それは承知をしてるんで
す。農政局に行つてごらんになるとわかりますよ、
兼務、兼務ですよ。まさに火事場みたいな形だつ
たですね。兼務、兼務でたいへんです。資料の重
要性というのは従来からいわれておりましたけ
れども、格段に強まつてゐる。今後ともこれはえら
いですが、この資料というものは、少なくとも
もブロック段階で通産省とタイアップをして調整
をする機能というのを持たなきゃだめですよ、農
林省が。生産者側の通産省の側はできるけれども、
受け入れ側の農林省というのは、消費者側の農林
省というやつは、その機構が兼務兼務で、火事場

みたになつちやつて、これ全部とれないですよ。
非常に不便になつてゐます。兼務に非常な不満が
ある。そこら辺をおわかりになつていないのかな
い。だからすみやかに——それはまずかつたんで
すよ、まずいんです。これからこれは恒常的な問題
です。肥料の問題について、これから最も大きな
問題として、機構、人という大きな問題が出てき
ますよ。そういう問題は本省の段階で、これはも
うブロックの段階になつてゐるわけです。これか
らえさの問題やつたらないへんです。何の問題
だつて、資料関係というものは非常に重要性を増し
てゐるんですから。そういう意味で、私はいまま
でのやり方ではまずいと思う。おとりになつたこ
とは知つてゐる。けれども、これは検討なさる必
要があるんじゃないかと、こう思つてゐるんです
から、そういうふうにお尋ねをしてゐる。いまま
でのことは知つてゐるんです。検討なさらない
かと、こう言つてゐるわけです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府の、こういう今度
の石油関係並びにそれに付随いたしました仕事が
非常にふえておられますよなことにつきまして、
各省とも末端においてもたいへんな努力をしてお
ることを、私もよく承知いたしておるわけであ
りますが、たとえば石油のことなどでも、最近
なれてきまして安定いたしておりますが、いろ
んなところから苦情がくる。それに依つて対処を
していくというふうなことで、たとえば通産、農林
両省で相談所を設けるとか、あつせん所を設ける
とかといつたような、いろんなことをやつていた
さなければならぬ、そういうことに対応いたし
たいへんふくそうしてゐるだろうと思つてお
ります。そういうことには本省におきましても十分
注意をいたしておるわけでありまして、仕事が円
滑にまいりますようにさらに最善の努力をしてま
いりますようにいたしたいと思います。

○塚田大願君 今回の肥料の値上りの問題につ
きましては、いままでたいへん議論が尽くされま
して、やはり今度のこの肥料の一連の値上げが日本
の農業にどういう大きな影響を持つたかとい
うことは、もう明らかにしたと思つてござい
ます。
そこで、私はまず問題をしばらくして、硫安の
ことについて質問したいと思つてあります
が、このたびこの硫安は尿素と同じように一六・
三％の値上げが行なわれましたが、この硫安の値
上げというのは、この肥料法第二項第一の
「農業又は肥料工業の健全な発展に支障を与える
ものでないこと」という、この条項に抵触しない
のかどうかという問題であります。つまり、この
条項に抵触するならば、大臣はその締結を禁止し
なければならぬということになつておるわけ
であります。この第二項は、この禁止される場合の
条件がここに五つ出しておるわけでありまして、そ
の第一のこの問題に抵触しないのかどうか、このこ
とをまずお聞きしたいと思つてあります。農
林省、通産省、この点ではどういふふうに解釈を
していらっしゃるか。

○政府委員(松元威雄君) 触れないと思つており
ます。
○政府委員(兵藤節郎君) 通産省のほうといたし
まして、この値上げにつきましてもは、妥当なもの
だ、したがって法律の条項には触れないと、こ
ういふふうに考えております。
○塚田大願君 低触しない、妥当であるというお
答えであります。しかし、その根拠は一体何
ですか。何がゆゑに妥当であり、何がゆゑにこの
条項に触れないのか。法律にはちゃんとここに書
いてある。そのためにこういう法律がある。とこ
ろが、今回はこういう異常な値上げをした
ということは大臣も認めておられるわけであり
ますけれども、こういう異常なことがこの条項に低
触しないというその根拠は何でありますか。

○政府委員(松元威雄君) 御質問のように、年度
途中の改定というのは今回初めてでございます。
その意味では異例でございます。異例でござ
います。先ほど来る議論もございましたが、
今回の価格の改定は原材料価格の上昇によるやむ

を得ないものであるといふことで、もちろん値上
げしなければ最もしつたと思つてござい
ますが、
そういうた事情でやむを得ないといふことで判断
をいたしたわけでございします。
○政府委員(兵藤節郎君) 今回の値上げは、先ほ
ど来論議がありましたように、ナフサ、あるいは
重油、包装材の異常な値上げにに対応するもので
ございまして、肥料工業といたしても、こ
ういふ大きな要素の値上げに對しまして順応してい
かねば従来のような生産ができな、こ
ういふうになつておるものでございしますから、この値上
げにつきましても、通産省といたしまして、肥料工
業の健全な発展に支障を与えるものとは考
えておりません。

○塚田大願君 では具体的に伺ひます。いま
のお答えですとやむを得なかつたのだ、やむを得
ないのだ、こ
ういふうな説明でありまして、
は、この法律の施行令第四條、農林大臣及び通産
大臣は、次の表の上欄に掲げる者に対し、それぞ
れ同表の下欄に掲げる事項について報告を求め
ることができるといふことがございします。が、こ
れはこれに基づいて今回の値上げに際しましては報
告を求められたのかどうか、このことを伺ひ
ます。これはやはり農林、通産ともに伺ひ
たいと思ふんです。
○政府委員(松元威雄君) 従来は生産費調査をい
たしまして、したがって報告を求めているわけ
でございます。ただ先ほど御議論ございましたが、
今回の場合にはすでに直近の四十七會計年度のこ
の四條によりまして生産費を把握いたしてござ
います。そういたしまして、値上げ要因が非常に限
定されておりますから、従来と同じようなか
つたの生産費の報告を求めるのではなくて、値上
り要因についていわけば説明を求めまして判断を
したと、こ
ういふ次第でございまして、一つには直
近の四十七會計年度の生産費をこれによつて把握
をいたしてゐる。もう一つ、値上げ要因が非常に
限定されてゐるので、その動向についての資料を
とればよろしいといふことでそういうやり方をい

たしたわけでございます。

○政府委員(兵衛副郎君) 硫安の価格につきま
しては、尿素に準じたやうな一六・三％という値上
げ幅の届け出がありまして、これを妥当というこ
とで認めたわけでございますが、従来ア系窒素肥
料の中では、尿素が窒素換算でしますと六〇％と
いう大宗を占めるわけでございまして、この尿素と
硫安との間には従来同じアンモニア系窒素肥料とい
うことで価格上の一定の關係があつたわけでござい
ますが、今回の値上げにつきましては、年度途中
のことでもある、それから硫安と尿素との間の価
格変更を、バランスを変えろということとは、むし
ろ生産者、消費者に混乱を生ずると、こういうこ
とから判断しまして、全農とメーカーの届け出を
やむを得ないものとして認めたわけでございます
が、この一六・三％の値上げにつきまして農林、
通産の間で検証したわけでありますが、硫安の場
合も、尿素と同じやうにアンモニアあるいは硫酸、
重油、包装資材、こういうやうなものについての
み値上げを認めた場合には一八％程度になる、こ
ういう試算があるわけでございまして、この一
八％内におさまるものだというやうな判断から、
一六・三が至当であるというふうにしたわけでござ
います。

○塚田大願君 農林省は四十七年度の方でちゃんと調査もしてあるといっております。が、しかし、これは私が質問をしておるのは、第四条、つまり生産費について報告を求めなければならないというこの生産費について調査をされたのかどうかという問題、それから通産省の場合には尿素がこのぐらいで、一六・三%ぐらいで妥当だということふうに考えたので、同じ窒素系の肥料だから硫安もそのぐらいでいいだろうというふうなことできめたというお話でございますけれども、一体私が聞いているのは、農林省の場合には、生産費がどうだったのかということがここにちゃんと法規に書いてあるのでありますから、それを今回の場合にも調べたのかどうかということをお願いしております。それから通産省の場合には、尿素と硫安を混同

しないで話をしていただきたい。私は硫安のことについてお話を聞いているんであって、硫安の生産費がどうだったのか、その報告をちゃんと求めたのかどうか、このことをお伺いしているわけですから、もう一回ひとつ答えてください。

○政府委員(松元威雄君) 説明が舌足らずで恐縮でございましたが、もう一度整理して申し上げますと、私が申し上げましたことは、四十七会計年についてはこの調査をいたしておるとまず申し上げます。

次に、御指摘の、しからば今回の価格の改定に際して、これと同じ生産費調査報告を求めたか、これは先ほど申し上げましたが、求めておりませんと申し上げます。それはなぜかと申し上げますと、価格改定をする場合に当然にいわばその期間に、どの生産費を出すかというのは、これはいわば判断の問題であるわけでございます。したがって、ある時点で価格改定をすれば、その時点からいけば一年間の生産費調査を必ずしなければならぬ、ということでは必ずしもないわけでございます。まして、したがって、直近の四十七会計年度のものがベースにあれば、それをもつて足りるという判断をいたしましたものでございまして、今回の価格改定について、あらためてこのかっこの生産費調査をいたしましたのではない、ということをお願いした次第でございます。

○政府委員(兵藤副郎君) 生産費の調査につきましては、ただいま農林省のほうからの答弁のよう
に私ども考えておるわけでございまして、この施行令の第四条では「報告を求めることができる。」
ということとございまして、条文解釈としまして
は、必ず報告を求めねばならぬ、こういうものでは
ございません。必要ある場合には報告を求める
ことができる、こういうふうに私どもは解釈して
おるわけでございます。

○塚田大願君　そうすると、「求めることができる。」ということだから、求めなかったということですね、単純にいえば、やらなかったということですね。そういうことになりますな。

○政府委員(兵衛節郎君) 生産費調査というものはこれまで年に一回やる。しかも先ほど農林省のほうから説明がございましたように、毎会計年度ごとに四月から三月までの一カ年分について調査を行なう、こういうふうな規則になっておるわけでございます。したがって、この年度途上におけるものにつきましては、一年間を満たすものではない、途中のもので非常な擾乱要因があるというふうなことで、生産費調査というものの、あるいは報告を求めるといふことは、個々の要因についてまで全部にわたって調べるといふことはしなかつたわけでございますが、その大きな理由の一つとしてしましては、今度値上げを認めるにあたりまして要素として考えたものは、先ほど来何回も出ておりますように、ナフサ、重油、包装資材、この三つである。こういう三つにつきましては生産者のほうから個々に報告を求め、また、われわれのほうでも聞き取りもし、あるいはまた、日銀卸売物価指数とか、その他いろいろな経済指標等も参考にしまして、この程度の値上げ幅について検討を加えていったわけでございます。

○塚田大願君 じや通産省に聞きますけれども、いまの調査をされたと、農林省も四十七年度までではちゃんとやっておるんだと、こういうお話ですが、けれども、それはいわゆる実績原価調査ですか。

○政府委員(兵衛節郎君) 毎会計年度ごとにやっているのは実績原価調査でございます。

いのでようかどうかでしょう。これが、今度の肥料法の精神に全く抵触しないというふうに解釈なさるのでしょうか。その点を大臣にも直接お聞きしたいと思うのです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 主要な肥料でございます硫酸、尿素等につきましては、従来から肥料価格安定等臨時措置法の適切な運用によりまして、その価格の低位安定ということをはかつてまいった次第であります。先ほど来お話し合いがございましたように、昨年末の価格取りきめ交渉にあたりまして事前にナフサ、重油等の原料、包装資材以外の値上がり要因は認めないという方針で関係業界を強力に指導してその値上りを抑制することにつとめてまいったわけでありますが、その結果、今般の一六・三％というのはやむを得ないものであるということで承認をいたしておる、こういうことでございます。

○塚田大願君 先ほどからも論議になりましたけれども、生産コストがわからないで、この値上げをする、しかも異例な値上げが行なわれる。いままで下がっていた肥料が、今度初めて値上りをする、十数年の間初めて値上げをする、こういう問題であるだけに、私はこの一六・三％の根拠というものをほんとうに明確にしなければ、これは農民も国民も納得できないかと思うのです。物価狂乱といわれているこの時勢に、肥料までがこういうべらぼうな値上りをする、しかも

○塚田大願君 私がお聞きしたいのは、生産コストのことを言っているんであります、実績原価

その根拠が非常に不明確である、これはやっぱり問題だと思ふわけであります。

調査だ。たらこれは企業側の大体思惑どりの結果が出るのは、これは当然でありまして、問題はこの一六・三％という値上げを認めるその根拠になった資料がほんとうにあるのか、ないのかということを私ははっきりさせたいと思っているわけであります。で、そうしますといまのお話では、要するに、実績原価調査というものしかない。こういう結論に達するわけでありますが、大臣、こういうことで、いまこれだけの問題であります、この肥料の値上げというものが、認められてい

御承知のように、この法律が制定されました三十九年の段階におきましては、合成硫安というものが六〇％で、いわゆるこの回生であるとか、副生であるとかというものは非常に少なかった。ところが今日では回生と副生硫安がほとんど圧倒的だ。九八・七％までが回生と副生のものだ。したがって、回収であるとか副生だというのは、要するにおまけについてくるものであつて、いわばただみtainなものです。それに値段がついて、しかも今度一六・三％上がる、これはどう考えても

理屈に合わないわけでありまして。回収の場合には合成繊維のカプロラクタムの製造の過程でできるものであります。副生の場合にはコークス炉から副生する。いわばほんとうに副産物あるいは廃品同様のものでありまして、これがこういうふうな値上がりするというのは、これはやっぱり問題だということとは、子供でも私はわかる論議ではないかと思うんです。

そこでお尋ねをしますので、けれども、どうもその根拠がはっきりしない。生産原価をほんとうにチェックしていない。いわば、実績価格の調査しかしてないということなのですが、私はどうしてもこれは論理的にも合いませんけれども、法律的にもどうしてもこれは納得できないわけではつきり書いてある。そして、これを「報告を求めることができ」ということになっていきますけれども、「求めることができる」ということを書いてあるのは、求めなければならぬというふうな書いてない、確かに、書いてないけれども「求めることができる」と書いてあるのは、やはりこの問題が非常に重要だから、私はこの施行令でわざわざこういうふうな明記したんじゃないかと考えるわけです。

そこで、どうもこの点につきましては、農林省、通産省とも、たいへんその辺の解釈をあいまいにされておるわけでありまして、これは法制局に、法制局はどういう解釈をなさっておられるのか、ひとつその知恵をおかし願いたいと思うわけでありまして。

○政府委員(別府正夫君) お答え申し上げます。

ただいま御質問ございましたのは、もっぱら法律の施行令、政令についての御質問であつたわけでございますけれども、政令で書いてございまして、法律十六條一項の規定により報告を求めることができるのはこういうことであるということ、を、いわば政令で限定しているわけでございます。法律の十六條に「一応戻りまして御説明申し上げますと、法律の十六條第一項では、「農林大臣又

は通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、」と書いてありまして、これははもとと報告、調査、立ち入り検査が、犯罪捜査のためのものと解してはならないということが十六條四項に書いてございまして、行政立ち入り、行政上の必要に基づく報告、検査であるというのが一般的な考えでございます。ということになりますと、この法律で必要だと思われる限度というのは、この法律の前のほうの規定、いま塚田委員からもお話がございましたように、主として二條第二項で届け出られた価格取りきめにつきまして、それが妥当であるかどうかを二條二項各号に照らして判断する場合の、いわば行政当局側の心証を得るためというふうなことを、施行令の四條の一項に書いてございまして、特定肥料の生産費原価、いま一応コストといたしまして、御質問ございせんが、コストと考えられますものをとるかという問題は二條二項の各号に適合するかどうか、いま問題になつてい

点でいへば、二條二項の一号の農業または肥料工業の健全な発達に支障を与えるかどうかという点の判断が、とりまして資料でできるかどうかという点のこととございまして考えられますので、もしも、先ほど農林省の担当局長あるいは通産省の担当審議官から御説明ございましたように、必ずしも罰則担保である強制というようないふことを加えませんが、いままであります資料にその後のいわば追加資料を加えて判断が可能だということであれば、施行令四條一項の生産費の報告について強制的な方法をとる必要性は必ずしもないということが言えるかと思ひます。

なお、塚田委員の御質問の中に、そういうことでは、たとえば実績原価が四十七年度についてとつてあつたのでは信憑性が確かでないだろうというふうな御質問の趣旨かと思ひますが、その点につきましてはまだ答弁はそこまでいっておりませんでしたが、私が補足して申し上げますと、施行令の四條の二項で、「特定肥料の生産費につ

て、前項の規定により報告を求めた場合、」先ほどの生産費を、実績原価をとりました場合に、その実績原価といふのが必ずしもその信憑性がないと考えられるような場合には、工場、事業場に立ち入りまして、帳簿書類等検査をするということ、十分信憑性のある数字まで、いわば確定しまして、先ほどの二條二項の判断をするというふうな手続を両省ともとつておられるのだからと考えています。われわれが法律案を審査しました際、あるいは政令案を審査します際にも、そういうふうな考えで審査をしたわけでございます。

○塚田大願君 そのいまのお話で大体わかりましたが、その実績原価とここに書いてあります生産費、これはやはりはっきり違ふと思うわけで、その辺をもっと明らかにしていただきたものと、われわれにはどうも何のためにこの法律があるのかといふことが明確でないで、それでいま法制局の解釈もお聞きしたわけでありましてけれども、一言で言いますとやはりこの点では実績原価と生産費とは異なるものと、いまの両省の答弁ではそこが明確でない、こういうことになるわけですか。

○政府委員(別府正夫君) お答え申し上げます。

私の立場から申し上げますと、実績原価が実態に合っているかどうかという点の判断は当局の立場として申し上げかねますが、そういうことがあつた場合には、十分、施行令四條二項の立ち入り検査あるいは帳簿書類等の検査で正しいものに修正することは可能だろうということをお願いしておきます。

○塚田大願君 ですから、いまのそういう御解釈によりまして、私どもはとも一六・三％というのがまあ原案に準じてやつたという、いわばどんぶり勘定でありまして、ちつとも科学的な根拠がない。ただみないなものをこれだけ値上げをするという根拠が一つも明確にされておりませんから私は、この生産費といふ問題を取り上げたわけでありまして、いまの御解釈では、両省とし

ては、さらに立ち入り検査などをして、もつとその生産費を明らかに詰めていくという努力をなさるんですか、なさらないんですか、そこを両省に聞きたいと思ひます。

○政府委員(兵衛節郎君) 実績原価調査は、先ほど申し上げましたように、毎会計年度のものについて一年を通してやつておるわけでございますが、それはメーカーのほうから報告の来るものをそのまま認めるということではなしに、農林、通産の係官が工場へ出向しまして、その正否を確かめた上でそれを実績原価とする、こういうふうなやり方をやつておるわけでございます。

○政府委員(松元威雄君) もしや先生のおっしゃいます実績原価と生産費関係を私が誤解したら申しわけないんですが、生産費をこれは調査するわけでございます。その場合、したがひまして、いわば業者が自分の都合のいいように持つてくる、ということでは、これは困るわけでございますから、そこで、この調査のために、農林省、通産省共同でもつて「硫酸、尿素原価報告書作成規程」というのをつくつておりました、その中でこういうものをこうやつて報告せよというふうな方法をきめておるわけでございます。その中で、たとえば、原料費はこうだと、人件費はこうだと、これはこうだといふふうなきめまして、それに従つて報告を求めるといふのが第一でございます。

それから第二は、それは、やり方があつて報告が実際と食違ふという場合には、もとの帳簿からチェックすればそれはわかるわけでございます。そういうことをしてはいるということ、その二つのことを申し上げたわけでございます。それから、もちろんその場合、先ほどちつと先生がおっしゃいましたが、原価の把握につきまして特に費用配賦がなかなかむずかしい問題がございまして、費用のアロケーションの問題。たとえば先ほどの例がございまして、それ以外に、たとえば本社経費をどう割り振るかなんという原価計算

上むずかしい問題がございます。したがって、そういうものは統一できるものは統一する。統一できないものはそれぞれの事情によるということで、全体を通じまして、この「原価報告書作成規程」というのを両省できめまして、それに基づいて生産費調査をいたしている次第でございます。

○政府委員(兵藤節郎君) 私が先ほど申し上げましたことを少しく補足させていただきたいと思いますが、立ち入り調査ができますのは、メーカーから生産費の報告、いわゆる実績原価ですけれども、この報告を取った後において必要のある場合には立ち入り調査するというふうに先生御指摘の第四条の第二項に明定されておるわけでございます。

それから、もう一つ、先生が硫酸の生産形態がかつては合成が本体であつた、最近では副生なり、あるいは回収であるというふうなお話があつたわけですが、まさにそのとおりでございまして、四十七年度の実績を見ますと、回収硫酸の割合が七七％、それから副生が二二％、合成がわずかに一％であるわけでございます。が、特に回収硫酸の生産の場合、ただ出てくるものをそのまま使っているというふうな、いわば出てくるもの、いわば回収される硫酸母液なり、あるいは回収硫酸なり、あるいは回収アンモニアにつきまして、ただで評価すべきであると、こういうふうな御意見のようでございますが、私どもは、いわゆるこういう回収硫酸というものはいわば連産品である。したがつて、たとえばカプロラクタムをつくる場合に、主製品は確かにカプロラクタムである、しかし、それと同時に回収硫酸が出てくる。しかもカプロラクタムの場合には、主製品の一に對しまして硫酸のほうは二ないし三、あるいは場合によっては四、四倍の硫酸が生産されると、こういうふうなことでございまして、非常に微妙な問題でございしますが、コストをどういふふうに割り掛けていくか。主製品にも、それから併産品のほうにも割り掛けるのが普通であらうというふうに私どもは考えておるわけです。また、かりに出てきた回収の硫酸なり、

あるいは回収のアンモニア等にしましても、その使用価値に着目すれば当然価値があるわけでございまして、それを無価値というふうに私どもは評価することはできない。なかなかむずかしい理論があろうかと思いますが、私どもは、こういう問題につきましては併産品理論というもので正当に評価すべきであると、こういうふうに考えております。

○塚田大願君　私も、その回収や副生の場合でも全くただだとは私は申し上げてない。ただのようなものだということを申し上げておる。実際に副生とか回収というのは、いまおっしゃったように、パーセントからいって、もう九八・七％という大きな比率を占めておるわけであります。こういう硫安が肥料として使われる場合に、しかも日本の農業をこれから大きく転換しなければいけない、発展させなければならぬという段階での肥料の価格をこのようにむぞうさきにきめられるということについて私どもは反論を申し上げておるわけでありまして、全く、先ほども話が出ましたけれども、あつという間に一六・三％がきまる、こういうことであります。そこで、私は、それならば根拠をはっきり示さなければ農民も国民も納得しないではないかということで御質問申し上げておるわけであります。

そこで、いろいろな説明がございましたが、要するに突き詰めて言えば、回収収安のコストと云うものは実際には非常にむずかしい問題で、理論的には出せるかもしれないけれども、実際には出しにくいものなんだと、——これは三十九年の国会の場合でもこの問題がやはり論議をされて、通産省は専門家にも依頼したけれども実際にむずかしくてできないということでございますという。答弁がここにあるわけです。倉八通産省軽工業局長の答弁としてここに記録が残っております。実際に専門家に頼んでもむずかしいんだと、そういうものをあえてあなた方が一六・三％という形でおきめになったところに大きな矛盾があり誤りがあるかと私どもは考えておるわけであります。もし

ほんとうに上げるんならば、その根拠を明確にすべきであるし、その根拠がどうしても明確にできないければその値上げを認めるべきではないんでないかというのが私どもの考え方なのですが、この点、通産省、ほんとうに出せるものならば、ひとつ出していただきたい、原価計算を。それともできないばできないというふうに、はっきり私にははじめをつけていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(兵衛節郎君) 回収硫酸の生産にあたりまして、出てくるところの、いわば回収されるものです、これにはいろいろのものがあるわけですが、まあいっつはカプロラクタムの場合のように、薄い硫酸が回収されてくる場合があります。硫酸ですから、硫酸とアンモニアが一緒に入っておりまして、薄い硫酸が回収されてくる場合、回収された場合には、アンモニア度が薄いということ、新たに新しいアンモニアを加えて、そして硫酸をつくっていく、こういう場合があります。それから今度は酸化チタンのように、硫酸を回収する場合に一度使ったところの硫酸が回収されてくる。これは硫酸だけが回収されてきますから、アンモニアが足りないということ、新しいアンモニアを加えていくと、こういう場合があります。それから、副生になりますと、コークス炉ガスから、これはアンモニアが回収されてくる、そこで新しい硫酸を外から加えてやってくるというわけですが、いずれの場合にしても、そこへ出てくるところの回収硫酸、これは非常に薄いやつです。私どもは、これを母液と称しております。

そういう硫酸母液、それから回収アンモニア、回収硫酸、この三つがおもなものと、こう思うわけでございますが、それぞれの評価はそれぞれの生産工程によっていろいろと違うわけでありま
す。たとえば、カプロラクタムというのは、回収硫酸の中でも一番大きい量をあげているわけ
でございますが、硫酸全体で二百万トンほどありま
すが、その半分の百五十万トンがこのカプロラクタ

ムから回収されるわけでございますが、この薄い硫酸ですね、これはかなり高度に評価せねばならぬだろうと、こういうふうに思います。それから、先ほど例をあげました酸化チタンの場合などは、一度使った硫酸が出てくると、こういうことで、これは先ほどの硫酸母液に比べますと、やや低く認めねばならぬだろうと、それから、副生の場合の回収アンモニアも同じように、母液に比べますとやや低く評価せねばならぬだろうということでございまして、この評価について、母液の場合はこうだと、それから回収硫酸の場合はこうだ、回収アンモニアの場合はこうだと、こういう一定のプリンシプルがないわけでございます。これは、各社がそれぞれ自分のところで評価して持ってくるわけでございまして、私どももいたしましては、この評価について確定したものをつくり上げたいということ、ずっと検討を進めているわけでございまして。

○塚田大願君　いま説明されたように、たいへんむずかしいんだと、実際。ですから、理論上いろいろ問題があっても、実際にはこれは出ないものなんだというふうに考えてよろしゅうございますか。

○政府委員(兵藤節郎君) 出ないというふうにきめつけるわけにはまいりませんので、最大限実際の評価ができるように、各社とも努力しておるわけでございます。私どもも、またそのコンセンサスを得るような努力をやっておるわけでございます。

○塚田大願君　じや、これは原価計算を、困難があつてもできるということならば、これはけっこうなことなんで、ぜひひとつ出していただきたい。

この間、衆議院の予算委員会で津川委員がこの問題を質問いたしましたときも、中曾根通産大臣は、「原価計算というものをもう一度やれ」という御指定でありますならば、やること、やぶさかではございません。」とこうも言っておられるし、「判断の基準になりました資料を提出いたします。」とも言っておられる。ぜひこれは早急にひとつ原価

今度は農林省にちよつとお尋ねします。

○政府委員(松元威雄君)

○塚田大願君 両省の事務的

○政府委員（松元威雄君）

上げたいのは、先ほど先生と通産省とのあれ

○塚田大願君 どうも私は、いまの

というのは、もう一つ根拠があります。これは

は当時こういうふうに言いました。「政府は生産業

の問題も当時上げないということの一つの根拠

○國務大臣(倉石忠雄君) この法律に基づく疏

います。こういう関係とメーカーとの間の話で

交付などを行なうことになっておりまして、適正

塚田大願君 どうもその辺はあまりはつきり説

○政府委員(熊田淳一郎君) 今回の値上げにつき

○塚田大願君 はい、わかりました。

はないか、そういう意味ではやはりこの問題は私

どもこれからもうしてもこれはもつと追及して
いきたいというふうに考えます。

そこで次の問題に移りますが、ここに新潟県経
済連から出された通達文書が一つございませう。こ
れは農業協同組合長あてに出された通達でありま
して、日付は四十九年二月五日という日付になっ
ております。こういう通達であります。これは「肥
料の価格改訂」という題目のついた通達でござい
ます。この通達をいま全部ここで読み上げるわけ
にはいきませんが、まず、この経過が――
この価格を改定しなければならぬというところが
書いてございまして、それからその価格改定の内
容、それから経過というふうな形で出されておる
文書であります。別にこれはマル秘文書でもない
と思うのであります。組合長あての文書でありま
すから。これにメーカー側の主張というのがある
の価格を改定する根拠として示されておるのです
けれども、これを見ますと、メーカー側の主張と
しては、「原材料の価格の値上り率がけたはずれ
で、それに見合う製品価格の値上げが認められ
なければ、肥料部門の大巾縮小または操業停止ま
で考えざるを得ない。」、「石油問題の進展によ
る操業面への影響は、電力・重油の割当削減とあ
いまって全く予側がたえず企業採算上、高収益部
門に傾斜した生産活動をおこなわざるを得ない。」
まあ、こういうふうな言っているのです。要す
るに、原材料は上がったから操業も停止せざるを
得ないようなところに来たと、そしてまた、企業
採算上高収益の部門に傾斜した生産活動にならざ
るを得ない、こういう状態だからこの肥料の価格
を改定してください。こういう趣旨なんですけれ
ども、こういう企業の、メーカー側の主張という
ものは、これはどういふふうに通産省はお考えに
なるかですね、妥当であるというふうにお考えな
のかどうか、ひとつ聞かしていただきたいと思っ
ております。

○政府委員(兵衛節郎君) メーカー側が全農に対
しまして価格交渉におきましてどういふことを具
体的に話したかということは私も知る由もありま
せんが、当初メーカー側は全農に対して約
三五%の値上げというものを要請したというふう
に承っております。その三五%というのは、ナフ
サ、重油、包装資材、こういうものが一月以降上
がるであろうと、こういうものを見込んでの要求
内容のようについておるわけでございます。そう
いう十一月段階の話で、石油問題がいよいよシ
ビアになってくるということで、やや先行きにつ
きましてメーカー側は非常な不安を持っていたよ
うでございまして、現実には十二月の生産も、重油
あるいはナフサ、電力、こういうもののカットに
よりまして、硫酸、尿素とも約一〇%生産がダウ
ンすると、こういうような現状でございまして、
メーカー側としてはかなりの不安感を持ってい
おったというふうに思っています。いま先生が読み上
げられた文章を開きますと、やや形容詞が多いよ
うに思いますが、メーカー側としては非常に
せっぱ詰まった気持ちでおったことは確かだとい
うふうに私も承っております。

○塚田大願君 どうも通産省の御意見を聞いてお
りますと、非常に企業サイドの発言のように感じ
るんですけれども、これは私の思い過ごしであれ
ばたいへん幸いです。とにかくこの石油問題が起
きまして、企業と通産省の態様がとかくうわさ
をされているようなこういう時代でありますか
ら、もつと実際に、じゃ、生産の先行き見通しが
なかつたのかどうか、原材料の確保はどこまで
あつたのか、在庫がどのくらいあつたのかとい
う、そういう根拠に基づいて私はこの問題を見なけ
ればいけないと思うわけでありまして、はし
なくとも、いま通産省がおっしゃいましたいゆる
この供給量の確保の問題がやはりこれは一番前提
だったろうと思うわけですね。

そこで、ではお聞きいたしますけれども、このこ
ろ、いわゆる需給見通しというものはどういふふう
に御検討されたのか、また何を基礎に検討されたの
か。その需給量の確保という問題について、ひと
つもこれは農林省にお聞きしたいと思うんですけ
れども、農林省はこの問題についてはどういふふう
にお考えですか。

○政府委員(松元威雄君) まず、ア系肥料の需給
見通しにつきましては、この法律にもございませ
うが、年度当初に需給見通しを作成いたしまして関
係者に通知をするようになっておりますが、その
需給見通しはあくまでございませう。そこで、そ
うの中で肥料年当初の繰り越し在庫は幾らかと、
それから内需の見込み量は幾らかと、それから輸出
見込み量、それから生産量、繰り越し数量と、こ
ういふことについて見込みを立てるわけござい
ますが、それにつきまして、こういった石油事情
になつて、その見込みどおりはたしていただけるか
うかというところは当初懸念いたしたわけござい
ます。特に私どももいたしまして、内需につきま
してこれが十分確保できるかどうか、ただ、御案
内のように、ア系肥料の場合には内需のウェイト
は小そうございまして、輸出関係いかにによつ
てもかなり違ってくるわけでございますから、ま
ずまず内需確保に心配ないとは思いますが、ま
ず生産のほうに影響を受けますと、めぐりめぐつて
ア系肥料としては困るということで、この生産を
確保するように、そのためには肥料工業に對しま
するエネルギー源としての電力、石油、これを確
保しなければならぬと、それからまた必要な原材
料、これも確保しなければならぬということで、
これにつきまして通商産業省にも要請をいたしま
して所要の生産の確保をはかる。当初は、なか
かはたしてエネルギー源もどこまで確保できる
か、特に当初はかなりショックも大きかつたわけ
でございまして、その後漸次数字が固まつてまい
りまして、肥料エネルギーの電力につきましては
産業として一段優先度の高い配慮をするという
ことになりました、それから原材料についても、
これは供給確保はまず心配ないということでも、大
体当初のめどはいけるであろうということでも
ございまして、それについてさらに計数をずつと詰め
合せて、いま改定作業をしている過程でございま
す。

○政府委員(兵衛節郎君) ただいまの問題につ
きまして、去年の石油ショックがたいへんな問題で
あつたということは、十一月の十六日に閣議決定
をもちまして、電力並びに石油の削減をきめたわ
けでございませう。それに基づきまして、肥料産業
につきましても、同じようにカットを受ける、こ
ういふようなことになつたわけでございますが、
そのころは何よりも生活関連が大事であるとい
うことで、たとえば燃料用のナフサとか、あるいは
タクシー用のナフサ、こういうものにナフサを優
先的に配するというような配慮がなされたわけ
でございますが、残念ながら、直ちに肥料工業のほう
に對しまして、電力あるいはナフサ、重油の特配
というものは行なわれなかつたわけでございます
。そこで、私もどうもいたしましては、十二月の
生産は当初見込みに對しまして、約二五%のダウ
ンだろうと、こういうふうに見込んだわけござい
ますが、各メーカーともいろいろの努力をなさ
いまして、実績として出てきたものは一〇%のダ
ウンということとどまつたわけでございます。
また、そのころ価格の引き上げも、先ほど来御議
論いただいたように、動きが開始した、こういう
状態でございます。

○塚田大願君 この十一月、十二月の石油ショッ
クの状態をいまここで私どもが繰り返す必要はな
いと思うわけでありまして、たいへんいわば騒然
状態になつた中で、どの企業でも、これはもう石
油製品だけでなく、トイレットペーパーから、
ラーメン、あらゆるものが便乗値上げをします
という事実だけはつきりしているわけでありませ
う。そこで、肥料の場合も、いまおっしゃつたよう
に、十二月の段階では二〇%ぐらいダウンするだろ
うというふうに見込んだ、しかし実績からいって一
〇%ぐらいにとまつたんだと。大体この産業の
場合でもやはりみんな結果からいってそれほど
減つていない。にもかかわらず、不足するんだと
いうことで、ああいう便乗値上げ、悪徳商法とい
うものが行なわれた。物を隠せと、通産省をこま
かせというふうなことをやつた企業すらあつたわ
けでありますから、そういう中で、肥料関係でも

やはり相当こういう脅迫といいますが、肥料部門の大幅縮小、または操業停止まで考えざるを得ないというようなオーバードレスをかける、あるいは企業採算上高収益部門に傾斜した生産をやらざるを得ない。つまり肥料なんか切ってしまうんだと、こういう言い方をしているのです。

それで、今度は全農協はもうびっくりして、価格改定を下部に押しつけてくると、こういうまことに情けない状態が生まれたわけですが、ところがこの十二月段階では、では一体十一月、十二月段階で肥料がどの程度あったのかということですが、問題は。

私、これ、いただいた資料ですけれども、この資料を見ますと、つまりこの肥料の在庫量ですね。在庫量は、硫安の場合には、昨年の六月の段階で硫安は五万九千七百五十三トンで、ところが、十一月段階では五万九千七百五十三トンになっておるわけでありまして、ふえておるんです。六月よりも十一月が、で、十二月では五万三千二百五十三トン。大体それほど減ってない。とにかく六月段階に比べますとやはりふえておるわけでありまして、尿素は、ではどうかと見ますと、この昨年の四十八年の六月には、十五万七千七百五十三トンでありまして、ところが、この十一月段階ではどうなつたかといいますが、十一月段階では十五万六千五百五十三トンです。それから十二月段階では十七万五千五百五十三トン。尿素の場合にははるかに六月に比べて十二月の在庫というものがふえておるんですね。こういう状態だったんです。実際は、ですから、このメーカーがないなんて言ったのは、これは全くのうそでありまして、また農協がこういうふうな価格改定まで、この段階で押しつけてくるというのはたいへんこれは間違つたやり方であつたわけなんです。この点につきましては、こういう数字について農林省、通産省はもちろん知っておられたと思うんですが、はたして、しかしなおかつこの先行きについてそのような不安をお持ちだったのかどうか、その点を聞かしていただきたいと思

うんです。

○政府委員(兵藤節郎君) 昨年末はやっぱり御承知のようなことで、たいへん生産が不安定である、また、したがって需給も不安定であるということ、私どもは非常に警戒をして需給状況の推移を見守つたわけでございまして。特に十一月末から価格引き上げと、こういうふうな動きがあつたわけでございまして、肥料用の内需に對しまして、万々出荷を押えるとか、あるいは控えるとか、こういうことのないように、通産、農林のほうで指導いたしましてきたわけでございまして、その実績から見ますと、内需向けの肥料の出荷状況は前年同月対比で見ますと、十月では一〇〇ないし一一〇程度、それから石油危機発生後、つまり生産が低下するであろうと、こういうふうな予想された十一月、十二月には各肥料ともむしろ出荷が増加しております。一〇〇ないし一二〇%と、こういうふうになっておるわけでございまして、それから在庫の状況を見ますと、これも大体在庫というものは月によってそれぞれ違つたわけでございまして。たとえば肥料の需要期、二月、三月と異なりますと在庫がぐつと減つていく。それから需要期でない不需用期、たとえば八月とか九月、あるいは十一月、十二月、こうなるとややふえてくるわけでございしますが、そういう季節的な変動はございしますが、これも対前年比で、たとえば硫安について見てみますと、十月の在庫、これは実トンを申し上げます。先生は先ほどトンでお話なさつたやうでございしますが、四十八年の十月、これは前年が三十六万三千トン、それに對して去年の十月ですが、三十七万七千トン、十一月は前年が三十五万一千トンに對して二十八万二千トン、十二月は前年が三十三万一千トンに對して二十五万四千トンと、こういうぐあいに在庫がずつと減つておるわけでございまして。したがしまして、出荷はふえ在庫は減ると、こういうようなパターンが見られるわけでございまして、これは先ほど申しましたやうに、非常な動乱期にあつて、しかも価格高騰と、こういったような動きの出ているさなかにありまして最大限の指導をいたしまして出荷を奨励したと、こういうような結果がこうなつておるのだと思つてございまして。

○塚田大顯君 いま、いろいろその説明があるんですけども、まあ、その輸出の面を考へましては、とにかく在庫はこれだけあると、しかもこれは、大体在庫というものは、いわゆるランニングコストですか、在庫は、月末在庫というものは、どのくらい平均してあるかという点では、大体これはいままでランニングストックというふうには硫安、尿素では約一カ月分、一カ月分というふうには言われておつたわけでありますから、ところが、いまの数字を見ますと、これはもう硫安では三カ月分、尿素では五カ月分、十二月段階では、それだけあつたわけでありまして、かりに輸出の関係があらましても、この在庫の既定の量というものはもう十分に確保してあつたと思つてわけでありまして。ですから、ちつとも内需の面では心配というものはなかつたと思つておられますけれども、しかし、実際に下のほうにはこういう形で通達が流れると、こういう問題です。ですから、私の申し上げたいのは、とにかくこういう全く行政の側がこの肥料の面を指導する場合にほんとうにこういう的確な資料に基づいておやりにならないと、企業の言いなりになりおされてしまうと、とどのつまりは懸念しているのではないかと、とどのつまりは、私を私は行政の側になると思つておられます。その点を嚴重にひとつ注意していただく必要があると、こういうふうな考えをもちます。

さて、時間も迫りましたので、最後にもう一つだけ問題を関連して提起をいたします。

実は、これだけ在庫があつたと、ところが、実際にこういういわば脅迫的なおどかしが行なわれて価格改定しなければならぬということになつた。では、その価格改定はいつからどうやって価格改定したんだといふと、これがたいへんおかしいことでありますけれども、御承知のやうに、肥料は一月から上がるということになつておるわけでありまして。

ところが、この通達が出たのは二月五日でありまして、この中身を見ますと、価格改定の中身は十一月まで実出荷されたものは旧価格と。これはよろしうございまして。それから二番目に十二月に実出荷されたものは新価格と。旧価格の価格によつて、つまりある部分は旧価格でよろしいと、しかし、あるものは新価格で値上げの価格でやつてもらふんだと。で、三番目には一月、六月に出荷されるものは新価格で一本価格と、これはこれも当然でありまして、問題は二番目です。十二月中に実出荷されたものの、新旧の両方の価格、プールの価格というのとは妙なことでありますけれども、要するに、ある一定のワケだけは旧価格、その他の部分は新価格、こういうことですから、要するに、もう十二月から実際に値上げをしたということなんです。値上げをするということなんです。この通知は、これは一体どうしたことになるのか、しかもこれは新潟経済連の通達でありますけれども、聞くところによりますと、早取り地域です。つまり新潟、東北というふうな地域ですね。これには全部こういう形で十二月から値上げが行なわれておると、こういうことなんです。ですから、問題は、この全農の内部でこういうものが出たというだけでは済まないものでありまして、こういうことが行なわれていることに対して、農林省はこの事実を知つておられたのかどうか。また知つておつて、知つてたとしたならば、どんなふうにお考えだったのか、こういう一月からと言つておるのを十二月から堂々と値上げをしておるやみ値上げですね。その点をまずお聞きしたいと思つておる。

○政府委員(松元威雄君) 御指摘のとおり、一月からと申しますのは、これは生産業者と、それから全農の間の基準がそうなつておるわけでございまして。そこで、私どももこれが末端の段階でどういふかということになるであらうかと、これはまた末端の契約のしかたにかんともよるわけでございまして。そこで、それにつきまして、全農は生産業者

の関係ではいま言った一月変わった扱いいたしてあります。末端の今度は経済連、単協そこにおいていけば、実際のところという扱いをするであらうかと、と申しますことは、やり方がいろいろございまして、プールという方式もございまして、実際出荷時で区分する方法もございまして、そのところは経済連、単協で多少ずつやり方が違う面もあるものでございまして、目下具体的にどういうやり方でやっているか、現物引き渡し時期に応じて区分しているのか、あるいはプールしているものもあるのかもしれぬと、あるいはまたこれは実際の取引の便宜もございまして、ほかの方法とっているものもあるかもしれぬという、実は御指摘の問題、非常に気になるものですから、私も事前にも目下全農を通じて事態を調査中でございます。

ちよつと申しわけないんですが、いまの新潟の例は私ちよつと承知いたしております。で、したんですが、私ももうそういうことを懸念いたしまして、目下全農を通じて調べておりますものから、それに応じまして、かりに便乗とか先取りとか言われることのないように措置をいたしたいと思つて、事態を究明中でございます。

○塚田大蔵君 とにかく事実はどういうことなんです。やはり私は、農林省、通産省は、もちろんですが、考えていただきたいのは、相手がある、なるほど法律によると、メーカーと全農ということであり、また、この影響を受ける消費者である農民、これがどういふ被害を受けるかということを考えて、やはりこういう問題に対する行政指導を厳重に的確にやっていたかというところが重要だと思つて、いままだ事実について十分御存じなければ、これは調査をして、至急こういうやり方はやはり是正されなければいけないんじゃないか。話し合いだからまあ適当にやればいいわいというんだら、行政も何も必要はないわけでありまして、やはり政府の責任というのはここで明確にしていなければいけない。特に私も申し上げるのは、先ほど申しましたよう

に、これだけの在庫があると、かりにこれだけの在庫を新しい価格で売ったとだけどもうかるかというのを私試算してみました。これは私の試算で、すけれども、たとえばこれだけの硫安と尿素を、十二月段階ですと、あるものを、新しい価格で売ったといたしますと、硫安で十三億円、尿素で十七億円のうけが出来ます。黙つて、これだけのものを売って、この新しい価格で、一六・三%の値上がりで売っただけで、こういうことになるんです。しかも一方農民は、そのために収奪され、苦しめられる。企業側はたいへんほくほくだと、こういう結果でございまして、こういうやり方はやはり厳重に取り締めていただかなければいけないということなんです。

○政府委員(松元威雄君) ただいま御指摘の問題、これ、実は私も非常に気になるので、いよいよ建て値の話し合いがきまつた、実際どういふに現物勘定するであらうかと、特に在庫の問題でございまして、そこで、この価格改定に関連して、その場合の在庫をどういふふうに通じているんだらうかというのを、実は全農を通じて調べて、調べるわけでございます。そうしますと、ものによつて違いますが、価格におきまして在庫分を落として、価格をきめた例もございまして、これは種類によつて、それから御指摘の硫安、尿素につきましても、これは全農と生産者の間では出荷指図制をとつておりまして、十二月中に出荷指図済みのものは、現物はたとえ一月以降であつてもこれは旧価格であると、こういう扱いになつておるわけでございます。つまり出荷指図が事前に行なわれている、十二月中に、現物の取引は一月かもしれぬと、しかし、そういうものは十二月中に出荷指図をしてあればこれは旧価格であるというのが中央の取りきめになつておるわけでございます。したがって、そういう在庫による利益は生じないたてまえになつておりますが、その点が第一点。

もう一つは、せっかく中央段階ではそういういたしましても、あと流通段階でどうなるかという問題、それが先ほど御指摘の問題でございまして、肥料の場合には、これは全農、経済連、単協という、いわば農協系統が七割のウエートを占めておるものでございまして、万々妙なことはあるまいと、いまでも思つておるわけでございますが、ただ、地域地域やり方が多少違ひますものですが、その点を調査しているということを申し上げた次第でございます。

○塚田大蔵君 いやもう一つこれはお聞きしたいと思つて、先ほど大臣も、ことは、つまり四十八肥料年度においてはもう再び値上げはしないという趣旨のことを言われましたけれども、ところが、この通達によりまして、もう一回やることになつておるんですね、まことにけしからぬ話ですけれども、こういうふうにして書いてあるのです。これ何番目ですか。先ほど申しましたメーカーの主張の三番目ですか。価格は不確定要素が多い現状から判断して対象期間を11月3月とし、対象期間をすよ、416月価格は改めて決定したい」と、つまりこれがこの新しい価格ですね。これは、この価格改定は一月から三月まで、四月以降はまたもう一回あらためて決定をしたいと、これは以降であります。こういうことをぬけぬけと書いておるんですよ。

大臣は値上げしないと言つて、いま言われましたけれども、また上がつてから、いやあ、しかたがなかったんだと、安当なんだ、なんてなことを言われては困りますから、私、ここまではつきりきしておきたいんですが、一体こういうこのやり方ですね、はたしてこれが安当なものとお考えなのかどうか。これひとつ大臣にお聞きしたいんです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府の方針は先ほどお答えいたしましたとおりであります。そこで、その地方の農協で、どういふ考えでいまして、要するに、全農は消費者の団体であります。まあ販売もやっておりますが、したがって、単協、それから経済連、全農、みな一つの系統であります。

すので、これは私も方針をききましたら、そのとおりをやつてもらうように、もちろんただいま政府委員もお答えいたしましたように十分指導してまいりつもりであります。

○塚田大蔵君 いやあ、こういうことは認められないというふうには受けとめてよろしゅうございませぬ。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府の方針は先ほど申し上げましたとおりであります。

○塚田大蔵君 大体私の質問はこれで終わりますけれども、ちよつと時間が参りましたから、いつも私は正確ですから……

とにかく、この肥料問題というのは、まあ、いろいろ議論されましたけれども、私の場合でもやっぱりこの一六・三%の根拠について一つも私自身納得できません。科学的な基礎的な数字が何ら示されないという段階では、これは認めるわけにはいきませんし、また同時に、行政面での指導が、やはりたいへん私は通産省でも農林省でも立ちおくれ、いわば企業に引き回されてきた。やはり石油製品の場合と同じような現象が肥料の場合にも起きておる。このことを、やはりこの際、政府としては、はっきりした立場で問題を解決していく、前向きに解決していくと。石油製品の場合には、かなり田中総理を先頭として、とにかく、まあ、証人喚問とかなんとかいうような問題で、参考人なんかの問題で、すいぶんいろいろごたごたしました。しかし、それなりに一歩何とかがして解決しなければならぬということになつておると思つて、けれども、どうも肥料の場合は、何か石油危機の陰に隠れて、つまり値上げがされてしまったという感じがして、しょうがないわけなんです。したがって、それだけにこの肥料の値上げについては、ひとつどうしても、これをもつとわれわれが納得できるような根拠を示していただきたい。このことを最後にもう一つ要望しまして私の質問終わります。

○委員長(初村瀧一郎君) この際、委員の異動に

ついで御報告いたします。

ただいま温水三郎君が委員を辞任され、その補欠として山内一郎君が選任されました。

○委員長(初村瀧一郎君) 他に御発言もないようです。本案に対する質疑は終局したものとして認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。塚田君。

○塚田大願君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になっております肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案に反対します。

わが党は、現行法が昭和三十九年に国会に提出された際に、現行法に対するわが党の立場を明確に表明しているのではありませんが、わが党の反対の立場は一貫しております。

次に、その反対の理由について述べます。

第一点は、現行法は、農業生産上、重要基礎資材である肥料の需給と価格に關して生産農民を犠牲にして、肥料メーカーの利益を保障するものであります。この十年間の推移は、わが党のこの主張の正当さを裏づけています。なぜなら、わずか二十数社の企業で硫酸については八〇%、尿素については一〇〇%を独占的に生産している今日、ばく大な国家資金をつぎ込んでの合理化のもとで、その利益は独占メーカーを肥え太らせるのに使われているのが事実であります。当時六割台を占めていた合成硫酸は、今日に至っては一・三%を占めるにすぎないことは、合理化、大型化の代表的な結果としてあらわれております。九八・七%を占める回収あるいは副生産硫酸は、ただみなな生産費を明らかにしないで、生産農民に高く売りつけてきたのが、この十年間の経過ではありませんか。

さらに許せないことは、今回の値上げです。この値上げは、メーカーの言う十年間のコストダウンを一挙に取り戻し、十年前に逆戻りさせてしまったことです。このこととさらにばく大な利益をメーカーにつぎ込むことには断固として容認することができません。

第二点は、輸出赤字を国内に転嫁してきたという事実であります。国内価格は、輸出価格に比べて、四十六年度で二・二四倍、四十七年度で一・九五倍、尿素については、同じく四十六年度で一・六七倍、四十七年度で一・六四倍、その格差は、一・三〇倍ものになっております。

したがって、わが党が十年前に指摘していた懸念どおり事態は進んできているのであります。

第三点は、消費者たる生産農民の利益を反映する道が開かれていないという点であります。メーカーと全農との取りきめ価格が取引価格になるのでありますが、全農は、大型化した商社並みの利益追求のため、販売権を確保するためにメーカーの価格決定の前には妥協してしまい、メーカーの価格決定をのんでしまふというのが、今回の値上げ取りきめに端的にあらわれたものであります。

こうした重大な問題点を含んだ十年間の経過の中で、さらに五十年の延長提案には、とうてい賛成しかねる提案なのであります。

今日の事態の中で、わが党の立場は、農民保護と、資材の値上がり要因を農産物価格へ転嫁させない立場から、厳正な原価計算に基づく生産費主義に立脚した最高価格販売制度を厳正に実施し、われわれ国民、農民の負担のもとになされた肥料業界の合理化の利点を生産農民に均てんさせるということ、さらに、価格決定に際して、消費者である農民の意見が正確に反映される制度的保障をつくること、こういう条件を満たすことを主張するものであります。

以上をもつて反対討論を終わります。

○委員長(初村瀧一郎君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(初村瀧一郎君) 挙手多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべ

きものと決定いたしました。足鹿君。

○足鹿君 私は、ただいま可決されました肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の各派共同による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、現下の厳しい農業情勢にかんがみ、農業生産資材の供給の確保、価格の安定等に関する諸対策を促進するとともに、本法の単なる施行に止まらず、肥料対策協議会を新たに設ける等により、変動する経済、資源事情に対応した的確な肥料政策の確立を進め、特に左記事項を検討し、その達成に努めるべきである。

記

一、肥料価格の低位安定を図るため、年度間一本価格による取引を堅持するよう極力指導するとともにア系窒素肥料の価格取決め交渉の実効を期するよう必要な措置を強化すること。

また、本法の特定肥料に化成肥料を追加するよう検討すること。

二、最近における逼迫した肥料需給事情に照らし、ア系窒素肥料の輸出の承認にあたっては、国内需要の優先確保等を十分配慮すること。

三、肥料の生産、供給に必要な原材料、包装資材等の価格の安定、優先的な確保に努め、さらに、輸送・保管・販売経費の節減等の流通改善を積極的に指導すること。

四、複合肥料等の銘柄集約化については、農業生産の実態に対応した整理を一段と進め、流通、価格の適正化に資するよう指導すること。

五、化学肥料の多投利用等により土地生産力の低下をきたさないよう、土壌と作物生産、施肥の合理化に関する試験研究を充実するとともに、有機物の土壌への還元、有機質肥料の開発・施用、土壌改良、地力培養技術の向上等に関する指導、対策を強化すること。

六、磷酸、加里肥料の特殊事情を考慮し、輸入原料の確保・安定に努め、肥料の生産、流通の改善整備を指導すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(初村瀧一郎君) ただいま足鹿君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(初村瀧一郎君) 挙手多数と認めます。よつて、足鹿君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして対処してまいれる所存であります。

○委員長(初村瀧一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は、三月十四日開会いたします。なお、三月十二日、森林林業に関する視察を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和四十九年三月十八日印刷

昭和四十九年三月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局